

平成29年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成29年9月11日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	5 番	宮 内 保
6 番	磯 本 繁	7 番	飯 嶋 正 利
8 番	宮 澤 芳 雄	9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保	11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作	13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳	15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎	17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介	21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て支援課長	小 橋 静 枝	高齢者福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監査委員局長	高 木 昭 治	農業委員会事務局長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 日本共産党、太田將範でございます。

一般質問をこれから行います。

お配りしてありますように、大きく分けて4項目について質問させていただきます。

1番目といたしましては、就学援助について質問いたします。

就学援助という制度の概要と、今回、3月31日の通知でどのように改善されたのかと、その中身についてお答えをいただきたいと思います。

要保護児童・生徒援助補助金について質問します。

また、要保護世帯ではなくて、保護世帯に準ずる世帯について旭市では生活保護基準の1.3倍が就学援助の対象となっている方々ですけれども、この制度改正によって市としてどのような考え方を持っているのかということについてお答えをいただければと思います。

それから、今まで質問してまいりましたけれども、申請の要件、認定の要件、これについて、あるいはどのように制度を子どもたちに周知徹底しているのかというようなことについて

てお答えをいただきたいと思います。

2番目として、教育環境の改善についてということでは、何度も一般質問を行っていますけれども、最近、地球温暖化とかの、あるいはかなり自然環境が変わってくる中で、寒さだとかということにつきまして既存の校舎では対応できない部分、こういったものがあるのかと思います。その中で、やはり各学校についてのエアコンの設置を求めるということについてご回答をいただければと思います。

3番目といたしまして、国民健康保険について。

1番目としましては、千葉県国保運営協議会の内容についてどうなっているのかと、どういう議論がされているのか。旭市からも出席していると思いますので、それについて考えていただければと思います。

また、一昨日だったと思いますけれども、千葉日報におきまして、千葉県の広域化に伴う国保の1人当たりの保険料、これが発表されました。旭市の場合、マイナス1万2,000円ぐらいですか、そういった形でかなり今までの健康保険が高過ぎたということで、県の水準からいきますと取り過ぎているというようなことにこれからなりかねないということになるのかと思います。

この原資を使いましてどういうことを考えているのか。土曜日あたりに出ましていきなり月曜日ですから、まだ検討はどのような形にするかというのはよく分かりませんが、一応そういうことでは方向性が出てきておりまして、かなり県に納める保険料は下がるということになるのかと思います。それをどのような形で市民の皆様に還元するのかというようなことについてご回答をいただければと思います。

それから、2年ほど前からですけれども、法人企業、要するに有限会社、株式会社に対して国や年金機構から物すごいプレッシャーをかけておりまして、何が何でも今まで国民健康保険、国民年金に加入している人たちを社会保険に加入させるという方向が露骨に出てきております。270万世帯ぐらいに影響が出るのではないのかと言われております。

この影響についてどのような形で、現在旭市に出てきているのかというようなことについてお聞きしたいと思います。

4番目といたしまして、介護保険につきまして質問いたします。

2015年の介護保険制度の改正はどのようなものであって、どのような影響が出ているのかというようなことについてお答えをいただきたいと思います。

そろそろ影響が出てきている2番目としまして、補足給付というのがありまして、特に施

設入居の方々は、このことがあることによって負担が半分だとか3分の1だとか、そういう形で今まで特別養護老人ホームに入居できていたんですけれども、この要件がかなり厳しくなっている、こういうことがあります。そのような影響について旭市ではどのような影響が出ているのかということについて、その補足給付の内容についてということにつきまして、昔と現在の間の内容についてお答えをいただければと思います。

また、3番目といたしまして、緩和基準サービスAと住民主体サービスBの現状についてどのような事業体がこれに参加しているのかということと、ここに参加している事業体の、特に介護報酬そのものが非常に低いものですから、きちっとした給料が払えているのかどうか、こういったことが非常に心配されているわけですが、その辺について実態を市でつかんでいるのかどうか、このようなことについてお答えをいただければと思います。

4番目で、つい最近ですけれども、第193回国会で5月23日ですか、成立しました介護保険法の制度の改正、これについての中身についてどのような改正が行われているのかというようなことについて質問します。

また、今後、医療と介護、福祉、こういったものをどういうふうに関連させていくのかということについてかなり政府の方向が明らかになっていると思いますけれども、担当課あるいは市長、どのようにお考えになっているのかというようなことについてお答えをいただきたいと思います。

第1回目の発言はここで終わりにいたします。

次回は自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、私のほうから、1、就学援助について、（1）制度と現況についてということでお答えをいたします。

まず、就学援助制度については、経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する制度でございます。

支給対象者は、生活保護を受けている要保護世帯やそれに準じる程度に生活が困窮している準要保護世帯が対象で、学用品、学校給食費などの就学援助を行っています。

現況についてでございますが、平成28年度の援助費の支給状況は、小学生で109人、中学生で77人、合計で186人に支給しており、就学援助率は約3.65%となっております。

なお、国において本年3月に公表した平成26年度の国・県の就学援助率は、国が15.62%、

県が8.78%となっております。

続きまして、（２）要保護児童・生徒援助費補助金についてということで、今年３月31日付で出された通知の中身と市のお考えということでございますが、それについてお答えをいたします。

国では、市町村が行う就学援助のうち要保護者への援助に対しては、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、要保護児童・生徒援助費補助金によりその経費の一部を補助しています。

ご質問の今回、国からの通知でございますが、新入学児童・生徒学用品費等など予算単価の一部見直しをしたこと、それから援助を必要とする時期に速やかに支給が行えるよう、中学校等だけでなく、小学校等においても入学する年度の開始前に支給した新入学児童・生徒学用品費等を国庫補助の対象にできるよう改正がなされたことなどが主な内容でございます。これを受けまして、本市におきましても援助を必要とする時期に速やかに支給を行うなど、国の通知等を踏まえて対応していきたいと存じます。

続きまして、３番、国に準じた入学前の補助金の給付についてお答えをいたします。

本市の就学援助制度は、旭市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱により、対象者、経費をはじめ、申請、認定、支給期間などを定め、実施しております。

現在の援助費の支給月でございますが、７月、11月、３月の年３回に分けて支給しており、新入学児童・生徒学用品費等については、７月に一括支給をさせていただいているところでございます。

ご質問のありました準要保護者への新入学児童・生徒学用品費等の援助については、入学前に支給ができるよう、現在準備を進めているところでございます。

最後、（４）認定要件、周知及び申請方法についてお答えをいたします。

就学援助制度の支給対象者の認定要件でございますが、生活保護を受けている方については要保護者として認定しております。また、生活保護を受けていないがそれに準ずる程度に困窮している方で、かつ生活保護が停止または廃止になった場合や市民税が非課税または減免された場合等で、生活保護基準額の1.3倍未満の方を準要保護者として認定しております。

次に、本制度の周知と申請方法でございますが、現在、児童・生徒の保護者へ広く知っていただくために、市のホームページ、子育てガイド等へ掲載しております。また、学校を通して毎年２月に全ての保護者へ「学校生活に必要な手続き、教育相談のお知らせ」のチラシを配布し、周知に努めております。また、申請につきましては、市教育委員会または通学す

る学校において随時、相談受け付けをしております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から2番、教育環境の改善について、（1）小・中学校のエアコン設置について回答いたします。

現在、学校の暑さ対策としまして、全ての普通教室に天井型扇風機を設置しております。普通教室全てにエアコンを設置することは、多額の費用が必要となります。市では現在、児童・生徒の安心・安全に係る施設整備を優先的に進めており、体育館の防災対策として、つり天井や外壁及びバスケットゴール等の非構造部材の落下防止対策の工事を実施しており、エアコンの設置計画を立てるまでには至っておりません。

また、小・中学校の児童・生徒は夏休みもありますので、学校で過ごす夏日や真夏日の日数も限られる状況ですので、当面は扇風機での対応を考えております。大規模な改修工事のめどが立ちましたら、さらなる環境改善に向けての課題として検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、私のほうからは、大項目3、国民健康保険について、千葉県の国保運営協議会の内容についてと、あと先ほどの新聞内容ということですか、それと（2）の法人等への社会保険適用に伴う国保への影響についてを説明させていただきます。

まず、（1）の県の国保運営協議会の内容でございますけれども、千葉県の国保運営協議会は、今までに1月10日、3月14日、5月30日、8月8日の計4回開催されております。直近の8月8日の運営協議会では、今まで協議しておりました県の国保の運営方針の骨子素案に対しまして修正を加えまして、骨子案として提示され、同時に8月23日を募集期間とするパブリックコメントの実施が発表されました。

会議の中では、納付金・標準保険料率や目標納付率の設定などが協議されたところでございます。納付金・標準保険料率は、いまだ案の段階でございますけれども、千葉県における保険料の標準的な算定方法が示されております。

目標収納率につきましては、中間年度に当たる平成32年度と最終年度に当たります平成35年度までの目標値を市町村の規模別で設定するということになりました。

あと、昨日の新聞報道の関係でございますが、市にも同日、同様のよう資料が届いてご

ざいます。その中で、先ほど議員おっしゃられましたのは、恐らく千葉日報の数値であろうかと、1万2,000円下がるといったのは多分千葉日報で報道された数値だと思うんですが、こちらにつきましては、県が公費で激変緩和をした場合、最大限にした場合の数値ということでございます。また、一方、読売新聞のほうは、激変緩和を一切しないというような数値でございまして、若干異なりがございます。

いずれにしても、市民への還元はとかということでございますが、まだこれはあくまでも29年度ベースの仮算定でございまして、今後、11月に30年度ベースの仮算定、さらには来年の1月ですか、本算定が予定されていますので、今の段階で下がっているというのは事実なんです、今の段階でまだちょっと完全に下がるのかどうなのかというのは、はっきりは分からない状況でございます。

続きまして、(2)の法人等の保険適用に伴う国保への影響についてということでございますけれども、29年3月末の国保の加入者は2万2,542人でございます。29年の7月末では2万2,055人となっております、3月末と7月末で比較しますと487人の減となっております。しかしながら、国保の加入者というのは年々減少する傾向にございまして、これが法人等への社会保険適用に伴うことが強く影響したかどうかということは不明でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きい4番の介護保険についてお答えいたします。

4点ほどご質問をいただいております。

初めに(1)の2015年、平成27年の介護保険制度改定についてお答えいたします。

改正の主なものとしましては、これまでの要支援1・2の方を対象に介護予防給付として行われてきました訪問介護と通所介護の全国一律の基準に基づくサービスが、市が実施する新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行され、市の所管事業となりました。そのほかに、特別養護老人ホームへの新規入所を要介護3以上の高齢者に限定されました。また、一定以上の所得のある利用者の自己負担額を2割へ引き上げ、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の給付判定に預貯金額の要件が追加されました。

(1)については以上でございます。

続きまして、(2)の補足給付と改定された内容についてお答えいたします。

補足給付は、介護施設に入所している方の光熱水費等の居住費と食費の負担について、住

民税が非課税世帯の場合は自己負担額を低くするものでございます。2015年、平成27年8月から住民税非課税世帯でも預貯金が単身で1,000万円、夫婦世帯で2,000万円を超えている場合や、世帯分離した場合でも配偶者が住民税を課税されている場合は補足給付の対象外となりました。

また、2016年、平成28年8月から、補足給付の決定に当たり非課税年金である遺族年金や障害年金も収入として勘案されることになり、年額80万円を超える場合は補足給付の自己負担額が増額となります。

(2) については以上でございます。

続きまして、(3)の緩和基準サービスAと住民主体サービスBの現状についてお答えいたします。

介護保険から移行した旭市介護予防・日常生活支援総合事業の中の、緩和した基準によるサービスA型につきましては、平成28年4月から要支援1・2及び事業対象者に認定された高齢者を対象に2か所の市内事業者を指定し、サービス提供を行っています。サービスの内容は、運動機能向上を目的として個別的に機能訓練を行う運動機能向上デイ・サービスと、体操やレクリエーションを行う介護予防ミニデイ・サービスを実施しています。

事業の報酬額につきましては、現行相当のデイ・サービスが1人当たり月額1万6,470円に対しまして、運動機能向上デイ・サービスが1万3,170円で約80%、介護予防ミニデイ・サービスが1万1,520円で約70%となっております。

また、地域のボランティアが主体で行う住民主体サービスBにつきましては、本市におきましては現在実施しておりませんが、介護予防を推進するため、平成28年度から一般介護予防事業として一般市民を対象に、身近な通いの場での「あさピー☆きらり体操」の指導と継続できるよう支援を行っております。

なお、この事業が市内全域に広がり定着した際には、総合事業の住民主体サービスBへの位置づけができればと考えております。

(3) については以上でございます。

続きまして、(4)の第193回国会で成立した介護保険制度の改定についてでございますが、主なものを申し上げますと、地域包括ケアシステムを推進して、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や医療・介護の連携及び地域共生社会の実現に向けた取り組み等が挙げられております。

また、介護保険サービスを利用する際の自己負担割合について、現在2割負担となってい

る現役並みに所得の高い高齢者について、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の自己負担を3割にするとしました。単身世帯の場合で年収340万円以上の高齢者を想定し、基準は今後政令で定められます。全国で12万人程度、約3%の利用者の自己負担が増えると予想されております。

また、40歳から64歳の第2号被保険者の介護保険料に関しましては、現在、介護納付金を加入者数に応じて負担しており、各医療保険者が一括納付しておりますが、新たな計算方法として、収入に応じて額が決まる報酬額に比例した負担が導入され、収入に応じて負担が増減することとなります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、質問の事項に応じて再質問させていただきます。

要保護児童・生徒援助費補助金についてということなんですけれども、具体的に制度の今年度の3月の通知によってどれだけの、特に入学準備金の問題ですけれども、どのように単価の改定があったのかというようなことについてちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、改定になりました金額でございますが、新入学児童・生徒学用品費等ということで、小学校が2万470円が4万600円、中学校2万3,550円が4万7,400円ということで増額改定されております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 増額されてもなかなか実際のお金に届かないというのが実情かと思えますけれども、今後も入学金だとか、そういったところでほとんどご負担のないような形で要求していただければと思います。

1番目の1項につきましては、そういうことでよろしいかと思えますけれども、2番目ですね。

次に、保護世帯に準ずる入学金の取り扱い、これにつきましては、今どのような検討がされているのかというようなことについてもう少し細かく説明をお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 援助を必要とする時期に速やかに支給を行うことができるようという先ほどお話をしましたけれども、具体的には要綱の改正ですとか、それからチラシを就学時健康診断で配布して、当課の職員が行って配布だけでなく説明をするとか、あるいは校長会、教頭会、事務職員の会議等で周知をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 今後、小泉内閣の時かと思うんですけども、要保護世帯につきましては交付金という形で、きちとした形で目的別のお金がおりてくるという形になっていようかと思えますけれども、保護に準ずる世帯の給付につきましては、地方自治体、この辺の裁量に任せるという形になっております。

そういったことから、これはやはり市長、きちとした形で保護に準ずる世帯につきましても交付金扱いするべきではないのかと、一般財源の中に紛れ込ませるというのがちょっとおかしいのではないかというように感じるんですが、市長の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 準要保護者の皆さん方に就学前、支給したらということ、交付税に入れないでちゃんとした制度でやってほしいということを国に要望してくれということだと思いますけれども、現在、準要保護者の方への就学援助費については、国からの普通交付税として先ほど申しましたように算入されているところであります。

ご質問の補助金の制度への要望については、国からの就学援助費の助成にどの程度影響があるのか精査する必要もありますので、極力県や国へは、そういったことの精査を研究しながら国へ要望していきたいと、そのように今思っているところでありますので、努力をしていきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 分かりました。

続きまして、（4）番目として、認定要件とか、ちょっと全国的に見ますと就学援助の申請する方々も低いし、認定されている条件も一桁違うんですね。だいたい国で15%ぐらい、東京の下町あたりですと30%近いんですね。ですから、これから見ますと、明らかに先ほどの3.65%ですか、いうのは明らかに低いと言わざるを得ない。これは何でだろうかということをややはりきちっと考える必要があるんじゃないかと私は思うんですね。

市長が少子高齢化に備えると言っておりますけれども、就学援助というのは、18歳未満の方々、あるいは15歳の義務教育を抱える親御さんたちにとって見れば、非常に魅力的な制度なんです。これをみんなが申請しやすいようにするにはどうしたらいいのかというようなことについてやはりきちっとまとまった議論をすべきでないだろうか。はっきり言わせて千葉県内でも一番低いほうですよ。これはやはりどうなのか。議場の回答では頑張っているように感じるんですけども、実際、数字として上がってきていないということがやはり問題ではないのかと思います。

関西あたりに行きますとだいたい20%を超えていますよね。修学援助をもらうのは当たり前だと思っているんです。そういう風潮があるということです。旭市においてはそれがないのかということについてやはりきちっとした議論が必要ではないのかというふうに私は感じるんですね。この辺について、市長には迷惑かもしれませんが、どのような考え方をもちなのかということについてちょっとお答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） ご存じのように、本市の援助率は、平成25年から今年度まで、ほぼ3.5%前後で推移しております。

援助率というのは、子育ての世帯数ですとか、子どもの数ですとか、家族構成の変化など多くの要因が関係しているのかなというふうに思います。数値で申しますと確かに県よりも低いわけなんですけれども、私どもといたしましては、援助を必要としている方に情報がきちんと行き届いて、申請、支給がされているかということが大切であるというふうに考えております。今後も子どもたちの実態把握が大切であるという認識を学校と共通理解して取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 明智市長。

○市長（明智忠直） 援助率の問題は3.5%、県から見ればかなり低いわけでありまして、県のレベルと平均がどのような状況、地域間格差というのも非常にありまして、保育士の問題にしても地域手当が少ないというようなこともあって、国はそういった部分で地域手当を見直すようにしろというようなことで指導があるわけでありまして、そういった部分で地域の実情に合った部分がかなりそれぞれ違うというようなことの中で、今、裏を返せばきっと旭市は平均の所得も上がっているのではないかなと、そんなような思いもするとこ

ろでありますけれども、そういった部分もよく精査をしながら、準要保護者への援助も考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 今後は、学校教育課を含めまして、市長とこの議論についてきっちり行っていたらということでございますので、これにつきましては、次の項目に移らせていただきます。

認定要件、周知及び申請方法についてですけれども、概略で説明がございましたけれども、ご父兄の方々にはきちっと説明されているということでございますけれども、その辺はもう少し具体的に年間通じたスケジュールといいますか、そういったものでどういうふうな形で周知・認定をしているのかということについてお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 周知の方法でございますが、繰り返しになりますけれども、年間通じては、市のホームページそれから子育てガイド等への掲載でございます。

それから、具体的に学校には、毎年2月に全保護者向けのチラシを配布しております。

それから、今回、制度対応ということで、就学時健康診断等も活用して、直接説明を行って周知を進めたいというふうに考えております。

申請につきましては、在学している小・中学生については通学する学校が中心だとは思いますが、詳しい内容については当課の担当が一番説明ができると思いますので、市教育委員会の窓口を明らかにして随時相談受け付けをしているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） これは要望ですけれども、川崎市あたりでは、入学あるいは在学している子どもたちの家庭に通知を入れまして、その中に申請用紙を含めまして送っているそうです。ですから、そのような対応をできればしていただければというふうに思います。これは要望ですので、ご回答は結構です。

次に、大きな2番目として、教育環境の改善についてということで、各教室にエアコンをということですが、先ほど、暑い時期はあまりないよということですが、暑い時期だけではなくて、寒い時期もあります。

学校の教室の中で、僕たちは常にエアコンのあるところで仕事をしているのでそれほど

感じないんですけれども、学校教育の現場に行きますと寒い時期、やっぱり相当聞くんですね。寒いなということもございます。ですから、そういう中では、やはりそろそろ検討していただくと。一括して全部ということは、不公平がないように、それはどうしたらいいかということになりますと、ある自治体ではエアコンをリース契約で入れているということで、かなりまとまった台数を入れているという形をとっているところもあります。そうしますと、年間のリース契約というのは、かなり計算ができるようになると思います。そうしますと、かなり計画的な導入ができるのではないかというふうに考えます。その辺、そういう考え方は庶務課のほうではないのかということについてお答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） リース契約ということでご質問でございました。

まず、先ほどのご質問の中でもありましたけれども、すみません、私のほうで回答漏れだったかもしれませんけれども、寒い時期というお話がございまして、寒さ対策につきましては、各教室にストーブないしファンヒーターというものが設置してございます。暑さ対策として、先ほどもお話ししました扇風機というところでございます。

リース契約につきまして回答します。全ての普通教室にエアコンを設置することは、リース契約でありましても高圧受電設備の改修及び維持管理費も含めて多額の費用が必要となります。また、リース契約ですと国の補助の対象になりません。

このようなことから、大規模な改修工事のめどが立った段階で、エアコン設置について改めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 財政調整基金に80億円積んであるわけですから、そこから見たら大した金額ではないと。また、来期以降も積み立てが予定されるわけでしょう。その中から見れば、子どもたちにかかる費用というのは安いものだ。

また、市長おっしゃっているように、旭市に若い人に来てもらおうと。来てもらいやすいためにはどうするかということにつきましては、やはり学校教育の環境というのは非常に重要なことだと思います。その点では、全ての教室にというわけではなくて、使っている教室だけでいいと思うんですよね。ですから、そうなりますと全ての教室ということではなくて使っている教室、この部分につきましてはそれほど多くはないだろうというふうに考えます。

ですから、その辺で一度学校教育課と庶務課長、何台だけ必要なのかというような、抽象的な議論ではなくて、具体的な議論をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 今、台数のお話が出まして、現在使用している教室につきましては、平成29年現在で普通教室232室ございまして、数については把握してございます。

今後の検討につきましては、先ほどの回答と同じになってしまいますけれども、大規模な改修工事のめどが立ちましたら、さらなる環境改善に向けての課題として検討してまいりたいということで、以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） なるべくよい検討をしていただければと思いますけれども、次に、国民健康保険についてお尋ねいたします。

県の国保運営協議会につきましては、こういう中身でやっているよということは分かりましたけれども、現在、旭市におきましては、9月の決算議会ということになりますけれども、9月は来年の予算の編成のための具体的な議論をそろそろ始めるという時期だろうと思うんですけれども、その辺は国民健康保険の中身が決まらないでは済まないという状況だと思うんですね。もう9月にはきちっとした方向性があるって、こういう方向性でやりますよということがなければいけない。そういうことがあると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 来年度の予算についてどう考えているかというご質問だと思いますけれども、今回受けました第3回の試算結果で、一応暫定的に予算編成に入る予定でございます。しかしその後、先ほども言いましたけれども、30年度のベースによる11月に仮算定、または来年の1月に本算定が出ます。それとの乖離等が考えられますので、それによってはまた修正を加えていくというようなことも考えられます。

いずれにしても時間的には間に合いませんので、この3回の仮試算を基に、一応伸び率を自主的に考えまして、予算編成に入ろうということでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 保険年金課長に文句を言ってもしょうがないんですけども、はっきり言いまして議会軽視、地方自治の形骸化に通じると思うんですね。9月にはここで、この場所ですとこうなりますよという議論をしなければいけない時期なんです。それを全く無視したような形でずるずる先に延ばしている。これはやっぱり問題だろうと思うんですね。

保険年金課長もきちっとお答えできないような形での議論をここでやっているわけですよ。ここではもうこういう形ですので、こういう方向で行きますよと、9月の議会ですから、そういうことがきちっと議論されてしかるべきだと思うんですね。その辺でちょっと情報整理をないがしろにしているのではないのかと、私はそう考えるんですね。

ですから、その辺につきまして、明智市長はどのようにお考えになっているのかと、お答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 地方議会、地方行政、いろいろ両輪のごとくやっていかなければならないわけでありまして、いずれにしても平成30年からこの国民健康保険法が県単位ということで、保険料、そういった部分に移行されるわけでありまして、その県の試算、そういったものが出ない中で予算編成という今状況でないということで、先般出ました第3回目の県の国保の運営協議会で出されましたその原案を基にこれから予算編成をするということで、市の行政のほうもやっていくということでもありますので、ご理解をいただきたい。

県が最終的には1月でなければ最終案は出さないというようなことでありますので、そのところは理解をしていただければと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 話が違うと思うんですね。はっきり言いまして、旭市でどうするかということを決めるのに県の方法が出ない限り出せないというのはおかしいのではないかと。

よく市長、いろいろな案を出してもんでみてきちっと結論を出すというためには、半年とかかかるわけですね。これだけ重要な案件につきまして、全然今情報不足、情報を出さないという形で県と国がやってきているというのは、やっぱりおかしいと僕は思うんですね。この辺きちっと文句を言っていたいただければと思うんです。

もう一点は、千葉日報によりますと、だいたい1人頭1万2,000円ぐらい保険料が現在よりも安くなるのではないかという試算が出ておりました。その1万2,000円、3人世帯です

と3万6,000円ですね。そうしますと、その3万6,000円をどうするのかということについてお聞きしたいわけですね。私は、やはり3万6,000円は保険料を払っている被保険者に還元すべきだと思うんですけども、この辺はどうお考えになっているのかということをお答えいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

議員のほうから、千葉日報のほうの試算では1万2,000円ほど安くなっているというようなことで、これはあくまでも2015年、平成27年、県が独自に試算しました1人当たりの平均に対して1万2,000円安くなっているというようなことでございまして、これがそのままそっくりずっと安くなるのかというのは、まだ今の段階でははっきり分からないということでございます。

いずれにしても確定額が、納付額というのは県のほうで試算して決められますので、その額が出なければ今後の対応といいますか、いろんな面で税率も含めてのそういう協議というのはできない段階にあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 明智市長。

○市長（明智忠直） 太田議員の質問の内容が1万2,000円今まで旭市は多くもらっていたというような基本的な考えがあるかと思えますけれども、この試算は、あくまでこれから30年度から県の一本化としてやっていく場合にはこのくらいの保険料を徴収すればいいという試算でありますので、今までは国保の会計できちっと旭市も収入支出をやって、そんなに足りなくななく、一般会計から繰り入れをしていたわけでありまして、そういった中できちっとした国民健康保険特別会計決算をやっているわけでありまして、今までの多かったというようなもので、還元をしろというのはちょっと違うのではないかなと。これから30年度からの県の試算でこれくらいの保険料で旭市はやるということでありますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 報道によりますと、この1万2,000円今までよりも安くなるというのは、今まで旭市では、決算では2億5,000万円を一般会計から足りないということで繰り入れしているわけですね。ですから、これを抜きにして1万2,000円という、そういうこと、これが

報道の中身だと思うんですね。そうしますと、一般会計からの繰り入れをやらなくても、2億5,000万円を出さなくてもいいよということと1万2,000円低くなるよということと両方考えますと、その辺を両方考えて来年の国保の保険料、これをやはり決めていく必要があるのではないのかと思います。ですから、その辺のことにつきましては、今後検討課題としていただけるのかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員に申し上げます。本件に関する質問は既に4回になりましたので、発言はできませんのでお願いします。

太田將範議員。

○9番（太田將範） 次にまいりまして、法人等への社会保険の加入の強制という形でかなり進んでいるということで、影響はまだよく分からないというのが実態だというふうに思うんですけれども、今、国民健康保険の加入者のほとんどがお年寄りと失業者です。この辺の方々にだいたい七、八割方占めているわけです。その上に、今度は就業者あるいは会社の社長、あるいは役員と言われる方々がごっそり国民健康保険から社会保険に持っていかれまして非常に大きな影響が出るのではないかなと思うんです。そうしますと、残っているのは自営業者だとか、農家の方々というのはだんだん少なくなってきましたから、あと入ってくるのは失業者と退職された方というような方ばかりの保険になってしまうというようなことが考えられるわけですね。

それにつきましては、実際の影響というのはどれだけ出てくるかということにつきましては、現在よく分からないよという形ではなくて、きちっとした予想されるところ、これをやはり考えなければいけないというふうに私は思うんですね。といいますのは、だいたいそうしますと国民健康保険はごみだめみたいなものになってしましまして、失業者と年寄りとは少ない農家と自営業の方々になってしまうということになってしまいます。そうしますと、保険そのものが成り立つのかという中身になってくるのではないかなと思うんですね。ですから、それにつきましてはきちっとした対策を今後どういうふうにとるのかということについて、どういうふうにお考えになっているのかということについてお答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、太田將範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、今後の対応はということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、旭市の社会保険に対する影響ということでございますけれども、一応旭市のほうでも規模の大きい会社のほうへアンケートを実施しております。対象企業数は28社で、うち23社から回答をいただいております。

その中で、うち短期労働者数が361人おるという回答の中で、切り替えの対象者は87人ということで、影響としては、さほど旭市にとっては影響はないのかなというふうなことを感じておりますが、全国的に見ますとやはり若干の影響はあるということも想定されます。その中で、それをどういうふうに対応していくのかというのは、まさしく今回国が定めました広域化ということで対応するんだらうというふうな形で私は認識しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 今後も引き続き、必要な調査といいますか、情報収集に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険について回答をお願いいたしたいと思います。

2015年の介護報酬制度の改正についてということで、具体的にどのようなことがあったのかということをもう少し細かく説明をいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、具体的にということでお答えいたします。

まず、2015年の介護保険制度の改正の概要をもう一度申し上げますが、一つは地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化ということでございます。

在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実、予防給付の訪問介護及び通所介護、そういったものを効果的、効率的にサービスを提供するように多様化するというものでございます。

それともう一つは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の総合事業、そのサービスの種類や内容、人員基準、運営基準等、介護報酬、そういったものが全国一律になっていたものを市町村が地域の実情に応じまして住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組み、そういったものをしていくということでございます。

それと、先ほども申しましたが、特別養護老人ホームの新規入所者、それを原則として要介護3以上になりました。

また、3番目としましては、一定以上の所得者の利用者の自己負担、これが2割への変更ということで、合計所得が160万円以上の人が2割のほうへ変更になります。

それと、施設利用者の食費・居住費を補填するということで、補足給付の要件に試算などを追加しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 時間もあまりないのでちょっとはしりたいと思います。

補足給付の改正ということがございましたけれども、具体的にどのような中身なのか。例えば今回、補足給付から外された方々はどの程度いるのかというようなことについてちょっとお答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、お答えいたします。

補足給付につきましては、低所得者の人が経済的理由で施設利用が困難とならないように、申請によりまして居住費と食費、そういったものの負担軽減になるものでございます。旭市におきましては、制度が改正になった時点で、今まで受けておられた方が19人受けられなくなったということでございます。それと、翌年の2016年、平成28年には、申請者の中で該当しなくなった方が4人いらっしゃいました。今年度は、制度の浸透もありまして、もともと該当にならないという認識が広まったかと思うんですが、申請者の中では、該当にならないという方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 報道によりまして、補足給付がなくなったことによって特別養護老人ホームに入れなくなったといいますか、負担できなくなったという方が随分出てきているよう

です。ですから、今後こうなることがないように、旭市の場合は対応していただければと思います。これは要望ですので、回答はいたしません。

次に、緩和サービスA等の事業者数につきましては、大変需要が多いにもかかわらず、参加する企業、これが少ないということなんですね。ここで問題になってくるのは、介護給付として支払われる施設への料金といたしますか、そういったものがどのようになっているのかと。今まで介護保険でやっていた場合とこれがどのように変わるのかと、あるいは何割ぐらいになるのかというようなことについて、分かる範囲で結構ですのでお答えをいただけたらと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 報酬額につきましては、先ほども申し上げましたが、現行のデイ・サービスが1人当たり1万6,470円、それに対しまして市のほうで始めました運動機能向上デイ・サービス、これが1万3,170円ということで、これが通常の約80%になっております。それと、介護予防ミニデイ・サービスが1万1,520円で70%ということで、報酬額がその分減っておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 特にNPOとか、そういったところにおきましては、仕事をして何ぼという世界ではなくて、介護してあげて報酬は喜びだというようなパターンが多いかと思うんですけれども、これはやはり現行の労働基準法におきます最低賃金、これが保障されているのかどうかということが非常に重要なことだろうと私は思うんですね。ですから、そういう面でも高齢者福祉課のほうからきちっとした指導なり、調査なりを行っていただければと思います。

続きまして、（4）番目といたしまして、今回、5月23日に成立いたしました介護保険の改正です。これがどのようなものであるのかというようなことにつきましてちょっとご説明をいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 第193回国会で成立した介護保険制度の改定ということでございますが、先ほどと同じような内容にはなりますけれども、一つは、保険者機能の強化等

により自立支援、重度化防止に向けた取り組みの推進ということでございます。

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステム、それをもう少し推進していこうと、そういうものが1点ございます。

それと、新たな介護保険施設の創設ということで、今後増加が見込まれる慢性的な医療、それと介護ニーズ、それに対応するために、日常的な医学管理が必要な重介護の受け入れ、そういうみとり、ターミナル、そういった機能、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設を創設していこうということが一つ盛り込まれております。

それと、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進ということでございます。

それともう一つは、現役世代並みの所得のある者の利用者負担、その負担割合の見直しということで、今まで1割、2割の負担者がいらっしゃいましたが、これから年金収入等340万円以上の方は2割から3割への変更になると、そういったものがございます。

それと、第2号被保険者の保険料、これにつきましては、財源、保険が介護納付金としての負担をしておったものですけれども、これからは報酬額に比例して負担する仕組み、そういうものになっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 今までの経過を見ますと、非常に介護保険制度そのものも分かりづらくなってきていると。質問している私もほとんど理解していないと。現場で扱っている課長たちは、大変な努力をしておると思います。

これが毎年のようにころころ変わるわけです。そうしますと、そのたびに現場が振り回されるんですね。そうしますと、介護をやっている職員の皆さん方はそれに対応するための努力をしなければならないと。これは非常に大きな無駄なんですね。ですから、一回作ったならば10年とか、そういう形で運営するというぐらいの制度が必要なんだろうと思うんです。

国の方針といたしましては、今ある200万床ぐらいのベッド数を30万床ぐらいに減らすということで取りかかっております。その減らされた部分の介護報酬につきましてはどこに行くかと言われると、介護保険のほうに流し込むという形になる。その介護保険のほうでやれないのは、NPOだとか、ほかのところに持って行ってしまいうということで、要するに介護する人たち、病院に入る人たちのことを考えて制度設計をしているのではなくて、いかに報酬をといますか、その予算を減らすかということでセットしているということになるのかと思います。

こういった方向がいいのかどうか。今後、要介護１・２、この辺をなくしていく、市町村の制度に流し込んでいくという方向というのはこれから検討されているようではけれども、こういう方向性について市長のお考えをちょっと、どう考えているのかと、感想でも結構ですのでお答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 要支援１・２についてと思いますけれども、先ほど課長からお話がありましたように、地域包括支援センター、そういったものを今、旭市に３か所事務所を作りたいと、そのような思いで北地域と南地域と西地域と、そういったようなことをやりながら、要支援者に対しての手厚いサービス、そういったものを相談、要支援ですので相談が第一だと思いますけれども、そういった部分で事務所を作っていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○９番（太田将範） 今後どうするかということにつきましては、実務レベルの話しか出てこないんですけれども、市長がおっしゃっているように、豊かな老後を暮らすためにはどうするかということのための方策というのは、ロマンでも結構ですので、どういう考え方を持っているのかなというのがちょっと興味があるものですから、お聞きしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私もうじき後期高齢者ということに入ります。そういった中で、これからの老後といいましようか、高齢化時代、楽しく生きていくための私なりのロマンでありますけれども、そういったものはやはり健康で足腰が丈夫で活動できる、そして大勢の友達と一緒にいろんな会合に出ていきたい、そういった部分が私の高齢化時代の理想だと、そのように考えております。

そういった面での基盤整備、インフラ整備を十分担当といろいろ研究しましてやっていきたい。一つには、きのうからも一般質問でも随分ありましたけれども、老人クラブ、そういったものの充実・発展、そういったものも必要かなと、そのように思っているところであります。

また公園整備なんかもやはりグラウンドゴルフがすごく多くありますし、そういった面では、旭市は恵まれているのかなと、そのように思っておりますので、そういった維持管理、

そういったものも十分していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（佐久間茂樹） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番 高橋秀典 登壇）

○２番（高橋秀典） 議席番号２番、高橋秀典であります。

佐久間議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

明智市長におかれましては、未来の旭が東総の中核として持続的に発展し続けるために、自らの集大成を期してこの３期目に臨まれていることと思います。

その市長の想いがこのふるさと旭への郷土愛に根差す限り、私も微力ではありますが20年後、30年後の旭市のために議員という立場から力を尽くしたい、そう決意を新たにす次第です。

その上で、市長は公約の中で、人口減少を最低限にとどめるために、若者にとって魅力あるまちづくりをしていくとのこととあります。本市が社会的また財政的に今後も持続していくための最重要課題は何であるとお考えか、改めてご見解をお伺いしたいと思います。

次に、今後の公共施設・インフラ等の整備・更新・廃止等についてお伺いします。

今後の老朽化への対応はもちろんでありますが、将来的な人口減による税収減、また交付税の減少、一方では社会保障費の増大といった財政状況の変化が予想される中で、公共施設・インフラ等について、旭市公共施設等総合管理計画の中で現状及び今後の方向性が示されているところであります。これは、旭市の未来を描く基本指針となるわけではありますが、市民にとって、その内容について周知が十分であるとは私には思えません。現在は、総合管理計画の指針に基づいて施設類型ごとに個別の計画が検討されているところと思いますが、そのうち三つの施設類型について取り上げてお伺いしたいと思います。

まず一つ目に、生涯学習施設についてお伺いします。

生涯学習の理念として、国民がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができるとし、その活動の場として確保されなければならないのが生涯学習施設であります。現在、合併前から１市３町が有していた施設がほぼそのまま継続運用されているわけではありますが、今後本市の生涯学習施設がどうなっていくのか、現段階でどの

ような全体方針を持っているのかをお伺いします。

次に、公営住宅についてお伺いします。

総合管理計画の中では、老朽化の進行した施設については、入居者の移転あるいは退去をもって廃止、解体、そして高齢者賃貸住宅等の新たなニーズに対しては、民間事業者と連携を図りながら、将来像を踏まえ整備を推進するということであります。

これについて、現状の市営住宅の戸数、入居率、年間の維持費、使用料の年間合計、収納率について具体的にお伺いします。

次に、下水道政策の今後についてお伺いします。

これは先日、米本議員のほうからも質問のあったところではありますけれども、旭市の今後を考えるときにどうしても課題として浮上してくるものであります。私からも質問させていただきたいと思いますが、まず現状における計画面積に対する整備面積の割合について、また面整備を休止したその背景についてお伺いします。

次に、本市の観光政策についてお伺いします。

この夏も多くのイベントが開催されました。その成果についてお伺いします。

七夕市民まつり、いいおかのYOU・遊フェスティバル、砂の彫刻美術展、また二つの海水浴場と市民プールについてこの夏の来場者数についてお伺いします。

また今年は、実写版を旭市飯岡で撮影した「打ち上げ花火、下から見るか横から見るか」がアニメ映画としてリメイクされ、公開されております。市ではさまざまなコラボレーション企画を実施したようですが、その内容についてお伺いします。

次に、企業誘致についてお伺いします。

先ほどの若者に魅力あるまちづくりにもかかわってきますが、雇用の場の確保は今後の人口減少に対する防波堤であると言えます。工業団地の分譲が終了し、以前とは産業の構造も大きく変化した現在、企業誘致の体制について見直すべき時が来ているのではないかと思います。

そこでまず、旭市企業誘致条例について制度の目的、概要をお伺いします。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお伺いします。

これは国の方針として、ボランティアを含めた地域の力で地域の特性に合わせた介護予防・日常生活支援をせよということで、市町村の事業となっているわけですが、本市においては、現在どのような事業に取り組んでいるのか、いささかかぶるところもありますが、その概況について改めて、特に本市独自の取り組みとしてどのようなものがあるのかを

お伺いします。

また、この介護予防のうち特に軽度認知障害、いわゆるMC I、この早期発見の必要性に関して本市の見解を求めます。またこの機会に、MC Iというのはどういったものであるかについてもご説明をお願いしたいと思います。

質問は以上であります。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋秀典議員の一般質問に、私のほうから、最初の本市持続のための課題ということでお答えをしたいと思います。

これまで一般質問の多くの議員の皆さん方にも、選挙戦での公約、そういったものについて質問がありまして、お答えをしたとおりでありますけれども、きょうも高橋議員がおっしゃってくれているそのとおりの政策で、これから誠心誠意、全身全霊をもって頑張りたいと、そのように感じているところであります。

私も改めて皆さん方に、高橋議員にもお話をしたいと思いますけれども、今、旭市は、確かに議員がおっしゃるように、社会的、財政的にも安定をしております。そして、地理的にもちょうど東総の中心ということで、中核都市になり得る存在感があるわけであります。そんなすばらしい地理的ないろんな部分での好条件を加えまして、市民みんなでこの旭市をますます発展させたい、そのような政策をこれから推し進めていきたいと、そのように感じているところであります。

まず、お話がありましたように、一番大きな課題としましては、人口減少に歯止めをかける政策を推進するということであります。人口減少になれば、やはりいろんな面で影響が及んでくると思います。消費の低迷あるいはまた交付税の問題、公共施設の統廃合の問題、いろんな部分で人口減少がさらに大きく進めば問題が山積するわけでありまして、それをどうしてもとめたいというようなことでまず頑張っていかなければと、そのように思っているところであります。

それには、いろいろな政策はあると思いますけれども、取りあえずは子育て支援をもっと充実させたい、そしてまた雇用の安定。せんだってもお話ししましたように、企業誘致ということでは用地がありませんので、現存の企業に対して、企業の支援策をもっと拡充してい

きたいと、そんなような思いで今調整を始めるところであります。

また、中央病院という日本の病院ではトップクラスの大病院を持っているわけでありますので、その中央病院を一緒になって、この行政として取り組んでいく生涯活躍のまち構想を是が非でも実現したいと、そのように思っているところでもあります。これは、ただ単に医療・福祉だけでなく、やはり雇用の面、若者に魅力ある安心・安全なまち、そういったものの定着にもつながると思いますし、そういった部分では、しっかりとこの生涯活躍のまちをつくりたいと、そんなように思っているところでもあります。

そして、また観光資源、旭市には隠れたといひましようか、隠れなくてもいっぱい観光資源があるわけであります。海そして田園、いろんな農産物、水産物、そういった部分をいろんな面で組み合わせながら観光ルートの一つ作りたいと。道の駅も含めながら、旭市を循環できるような観光ルートを作っていきたいと、そんなような思いでいるところでもあります。

いずれにしても旭市は、地理的な条件は満たされているわけでありますけれども、知名度といひましようか、全国的にまだまだ銚子市の前手の旭市だというような知名度しかない。今どこへ行っても、旭市と言っても、どこにあるんだと、そんなような状況があるわけでありますので、この知名度アップのためにも、ぜひ道路、そしていろんな部分での、病院を利用したそういった部分での知名度アップ、PR活動にも努めていきたいと、そのように思っているところでもあります。

いろいろまちづくり、大変問題が多いわけでありますけれども、10年後、20年後、本当に現役世代、生産年齢人口がそんなにも減少しないような、そんな思いでいるところでありまして、きのうも実は消防団で婚活といひましようか、婚活パーティーを開きました。男が43名、女が43名、八十何名の若者が一緒の機会に集まっていただきました。恐らく去年もやったわけでありますけれども、二、三組はゴールインをするようなカップルもあると聞いております。今年も43組の中から幾つかカップルが誕生してくればいいと、そんなような思いでいるところでありまして、若者にそういった魅力のある何かイベントを作っていきたい、企画していきたいと、そんなような思いでありますので、どうぞ議員の皆さん方にも応援のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、大きな質問2の公共施設インフラ等の整備について、生涯学習施設の今後のあり方の方針についてお答えいたします。

公共施設の活用方針を基本的な考え方とし、取り壊しの方針とされている施設については、

利用団体等への意見やアンケートを実施し、現有施設での受け入れ可能な状況等を確認し、活動場所の整備や移転を進めてまいります。

3月にもお答えしましたように、市民会館や青年の家につきましては、将来的には現施設を取り壊しとし、建設など、施設整備と併せ、第二市民会館、総合体育館及び学校の体育館に活動場所を移転していただくなどの機能移転を含めて考えております。また、干潟公民館につきましては、干潟支所に早期に機能移転するよう調整中でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな2番の（2）公営住宅につきまして、戸数や入居率などの現状をお答えいたします。

公営住宅の管理戸数は、平成29年3月末時点で、市営住宅が402戸、雇用促進住宅が79戸、合計で481戸であります。

入居率は、市営住宅が96%、雇用促進住宅が70%、合計で91%です。

年間の維持費としましては、平成28年度決算になりますが、市営住宅が4,542万110円、雇用促進住宅が693万7,407円、合計で5,235万7,517円となっております。

なお、この金額には人件費は含んでおりません。

一方、年間の住宅使用料でございますが、平成28年度の現年度分調定額で申し上げますと、市営住宅が3,719万6,400円、雇用促進住宅が1,922万900円、合計で5,641万7,300円となっております。

また、収納率ですが、これも平成28年度決算の現年度分で申し上げますと、市営住宅は97.96%、雇用促進住宅は99.12%、合計で98.35%でありました。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 項目2の（3）下水道事業について回答させていただきます。

現状における計画面積に対する整備面積の割合、また面整備を休止した背景についてでございますが、下水道事業の全体計画は、旭駅周辺の市街地と干潟駅周辺の市街地、及びこの二つの地域を結ぶ区域等の1,010ヘクタールです。このうち旭駅周辺の202ヘクタールが整備済みであり、面積では全体の20%が整備済みでございます。

背景ですが、平成5年度に都市計画を決定し、平成6年度から管渠の建設工事に着手しました。建設費に多額を要し、下水道事業予算に占める起債償還費の割合が大きくなっており

ます。このため、一般会計からの繰入金についても同様となっておりますが、下水道費として約1億8,200万円が交付税措置をされております。

また、下水道事業による受益地が市内全体の一部に限られていること等から、平成27年度の事業認可を得た202ヘクタールの整備完了をもって平成28年度以降は休止をしております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、大きな項目の3番、観光政策について、それと4番目の企業誘致についてお答えします。

初めに、3番の観光施策について、（1）の夏期観光の成果についてお答えします。

質問のありました夏期観光の来場者数についてお答えします。

今夏の観光の成果につきましては、七夕市民まつりが13万人、いいおかのYOU・遊フェスティバルが14万6,000人、砂の彫刻美術展につきましては2万人、それと二つの海水浴場合わせて2万6,501人となっております。また、市営海浜プールにつきましては6,644人となっております。

続きまして、（2）のアニメ映画の影響と今後について。

質問のありました「打ち上げ花火、下から見るか横から見るか」に関しましてどのようなコラボ企画を行ったかということについてお答えします。

8月18日より上映されております「打ち上げ花火、下から見るか横から見るか」につきましては、ところどころに旭市や銚子市に似た風景が出ております。しかしながら、場所の設定はあくまでも空想の場所となっておりますが、一部のファンの方が旭市を聖地としまして、旭市で映画を見るということをされている方もあると聞いております。

現在、市としましては、今回のアニメを取り入れた観光パンフレット「旭市ぐるっと巡りMAP」を作成しまして、東京のスカイツリー、東京ドームをはじめ、各アンテナショップに配布してございます。また、千葉県、東京都、埼玉県のアニメ関係を取り扱っている店舗、レンタカー各社、近隣市町などにも観光パンフレットを置かせていただいております。

なお、埼玉県におきましては、集客力のある映画館9館において「打ち上げ花火、下から見るか横から見るか」の上映前に旭市の広告ビデオを上映したほか、パンフレットを配布していただいております。

今後のプロモーション活動としましては、実写版の映画は本市の飯岡地区が舞台となっておりますので、実写版を中心に、アニメ映画を生かしながら観光プロモーションを行ってい

きたいと考えております。また、飯岡灯台に乗った写真が撮れるモニュメントの制作を上永井公園に計画しております。

続きまして、4項目めの企業誘致について、（１）旭市企業誘致条例について、誘致条例の制度と目的についてお答えします。

本条例につきましては、旭市において工場または事業所の新設または拡充を行った事業所に対しまして奨励措置を講じることで、産業の発展に寄与することを目的としております。

現在、市内全域を対象としまして、投資した設備の固定資産税の課税免除の措置が５年間あります。主に製造業が中心となっておりますが、鎌数工業団地につきましては、研究施設も対象となっております。また、鎌数工業団地やさくら台工業団地につきましては、排水処理施設の設置、緑化事業に対する助成を行っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きな５番の介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えいたします。

初めに、（１）の事業の状況についてお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業が利用できる方は、軽度の要介護状態である要支援１と２の方、及びその予備軍である方を対象としております。市独自のサービスとしましては、従来のデイ・サービスに加え、新しいミニデイ・サービスを２か所新たに指定して、介護予防のための個別機能訓練を行ったり、体操やレクリエーションを行い、閉じこもり予防を目的としたデイ・サービスを行っています。平成28年度は、週１回、延べ1,296人の利用がありました。

また、介護予防サービスのほか、介護認定を受けていない全ての高齢者を対象に、介護予防事業を行っております。

介護予防と地域の支え合いを積極的に進めていくために、平成28年度から生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの保健師が旭中央病院のリハビリテーション科の指導、協力を受けまして「あさピー☆きらり体操」を進めています。１週間に１回程度、３か月継続して行いまして、運動期間の前後に体力測定を行い、運動の効果を確認して、継続できるよう支援を行っておるところでございます。

また、一般市民を対象に介護予防サポーターを養成し、身近な地域の通いの場で継続して運動が続けられるようサポートしていただいております。

(1) については以上でございます。

続きまして、(2) のMC I の早期対応についてお答えいたします。

まず、MC I とは何であるかについて申し上げます。

健常者と認知症の間に当たるMC I、M i l d C o g n i t i v e I m p a i r m e n t、頭文字をとってMC I というグレーゾーンの軽度認知障害の段階があります。MC I とは、認知機能、記憶、決定、理由づけ、実行など、そのうちの一つの機能に問題が生じてはいますが、日常生活に支障がない状態のことでございます。また、加齢による影響以上に物忘れが目立つが知的能力の低下は少なく、正常と認知症の中間状態をいうものです。

平成24年度の国の資料では、全国の認知症の人の数は約462万人、MC I の人の数は約400万人と推計されております。旭市でも高齢化の進行に伴い、年々認知症が原因で介護認定する高齢者が増えている状況です。

現在、地域包括支援センターでは、地域の集会所等に出向いて、出前講座等で認知症の予防について普及啓発を行っております。

また、今年度7月に認知症初期集中支援チームを立ち上げ、旭中央病院や海上療養所、滝郷診療所に協力依頼いたしまして、医師と看護、介護の職がチームになり、認知症の初期相談や診療を行う体制を整備いたしました。

今後は、軽度認知症障害に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに、認知症の早期発見、早期対応ができるよう、広く市民へ認知症に関する正しい知識の普及啓発活動や相談窓口の周知について積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋秀典議員の一般質問を行います。

高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、順に再質問させていただきます。

まず、本市の持続のための課題は何かということで、市長より力強い答弁をいただきました。その中で再質問させていただきますが、この人口減少がどこに生じているか。これは、自然減だけでなく、注目したいのは、人口ビジョンを見ますと、18歳人口の3月時点での流出であります。これは、県外の大学や専門学校等への入学、これが主な要因と推測されます。特に、このうち女性についてやっぱり帰ってくる数というのが非常に少ないのではないかというふうに統計から推測する次第ですが、この一時的な流出は仕方がないとしても、旭市を巣立って行った子どもたちがやがて就職、結婚、出産、あるいは退職などといった人生のある時点において再び旭市に帰ってきてくれるのかどうか。そのポイントは、一つ目には、まずは安定した就職先と快適な住環境、二つ目には、人生の各ステージに対応した魅力ある施策、三つ目には、都会に出る前に、子どもたちの中に郷土愛をしっかりと醸成しておくことであると、そのように考えます。

その中で、まず安定した雇用の確保ということについて、現状における本市の雇用環境と人口流出入の関係について本市ではどのように捉えているか、認識をお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、雇用環境と人口流出入の関係ということで、若干データをご紹介したいと思います。15歳、24歳で男性は391人、人口ビジョンでは減しております。女性が264人の減でございます。25歳、34歳で見ますと、男性はプラス372人、女性はマイナス45人ということで、トータルでいきますと665人出て327人帰ってくると。そのほとんど帰ってこないのは女性がということで、議員おっしゃるとおりでございます。トータルで328人の減という形になっています。

その後、50歳過ぎたあたりというか、今でいうと60歳過ぎが主になりますけれども、リタイア組が地元へ帰って家を建てて住むというようなことが若干傾向としては見られます。

一方、雇用環境ということでございますが、有効求人倍率が若干このごろ年度平均で上がっておりますので、その辺も今後はUターンの就職が期待されるところでございます。またさらに、生涯活躍のまちでは、新たな若い世代の雇用もということで入っておりますので、好影響を与えるのではないかというふうに推測している次第です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 国の総務省の統計局のほうで出しています各市町村の雇用吸収力、要は

雇う力、それから稼ぐ力というのは統計で出ております。こちらを見ますと、旭市においては、医療と農業が地域発展の原動力であることが視覚的に改めて分かります。特に医療関係の従事者数、これは26年の経済センサスによりますと3,279人ということであります。職業分野で見ますと、旭市でこれが最多となっております。これは、雇用の11%が医療あるいは医療に関連した仕事についているということでありまして、中央病院が旭市のいわば雇用エンジンとなっていることは、これは間違いないことであります。そういった意味におきましても、市長の公約にあります中央病院を核とした生涯活躍のまち構想、この実現は旭市最大の強みを大きく伸ばすものでありまして、構想を計画へと昇華し、オール旭で強力に推進すべきものと考えます。

ところで、先日も高橋先輩議員からもありましたが、一般的な受け止め方として、中央病院を中心として医療・福祉のまちづくりといえますと、いわゆるCCRCを思い浮かべるわけであります。これ、Continuing Care Retirement Communityということですので、リタイア後、都会から地方へ移住して、そこで継続的な医療、看護、介護が受けられる、そういった地域を作ろうという、これは中高年層の移住というのをターゲットとしたもののように思われます。そうしますと高齢者ばかり増えていくというのは、将来の財政負担増につながるのではないかという声もございます。自治体維持のための大切なことは、世代間の人数的バランスだと思いますけれども、本構想において若い世代の取り込みについてどのように位置づけているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 生涯活躍のまちの構想においてメインターゲットは、確かに都市部のアクティブシニアという世代です。しかしながら、本構想は、若者にとっても魅力のあるまちを目指しております。医療と介護を連携させ、関連企業の集積を図り、雇用の場を提供する。さらにそこに従事する方々の住居についても導入できれば、より魅力的な構想になると考えておるところであります。多世代居住というものもこの構想の目指しているところで、アクティブシニアだけでなく、若者にとっても魅力のあるまち、安心して定住できるまちを目指して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、先ほど申し上げました雇用エンジンとしての中央病院を

最大限に生かしていくものでもあるということだと思いますけれども、市外、県外からの移住促進、これにも資するものだと思います。

その上で思いますのは、いわゆるＵターン、特に医療・福祉分野、こうした分野に若者の還流を作ることがまさに重要課題であるということだと思います。医療・福祉の世界を志して都会に出ていく若者、これは毎年かなりの数がいるわけであります。これに加えて、保育の分野でのそういった学校に通うために都内へ出る方も多いかなと思います。

そうした人材が地元に戻ってこないという事実がございます。これは仕事柄実感しておりますけれども、先日、看護師を目指す高校生と話す機会があったんですが、地元の病院にはあまり戻って来たくないなという気持ちを持っていると言われてショックを受けたんですが、だいたい中央病院の宣伝もさせていただいたんですが、まずはそういったところにこそ手を打つ必要があるのではないのでしょうか。

例えば匝瑳高校では、今、医療系、看護系の進学に特に力を入れた指導というのも行っているそうであります。そういったことと連携していく可能性というのも捉えてはいかがかなと思います。

また、若者に魅力あるまちづくりということですが、若い世代が何を望んでいるか、これは若い人たちが自身に聞くのが一番ではないかと思います。例えば、震災の時に中３だった若者が、これは飯岡の子たちが中心ですが、震災を伝え、旭市のまちづくりを考えていこうというチームを作っています。この中には都会に出ている子も多くて、こうした若者の考えを聞くということには意義があるのではないかと思います。また、あるいは若手の職員の方の率直な意見を聞くということもいいと思います。

今後のまちづくりにおいて、そうした若い世代の意見をどのように取り入れていくのか、本市の考えをお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 最初に、市の生涯学習課のほうで「あさひ 輝いた人々」という冊子を作りまして、郷土愛の醸成ということで努めておりますので、将来的にはそういうことの醸成が図られてよい結果が出るのではということで考えております。

市で何か実施しようとするときは、外部組織を設置して、幅広く意見等を伺った中で、それらの意見を参考として方向性を決定するなどしております。例といたしましては、総合戦略を策定する際も、これからの旭市を担う世代として、高校生世代にアンケートを実施いた

しました。

引き続き幅広く意見等を伺いながら、また伺った意見等を参考にしながら、よりよいまちづくりを目指していきたいと考えておりますが、その際は、若い世代との懇談会などを開催するようして直接意見を聞くことで、人と人のつながりを大切にしていきながら、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 若い人たち、確かに経験値は先輩方に比べれば低いかと思います。ただ、彼らが何を望んでいるのか。それこそ過去の経験だとか、これまでの枠組みを超えたところでの変化というのが今、必要とされている時代だと思いますので、若い世代の描く夢とか希望、そういったものがまちづくりの指針であるべきと申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

生涯学習施設の今後についてということですが、今後、個別計画の策定を進めていくに当たって、どのように進めていくのか。特に廃止予定の施設利用者などの市民の意見をどのように反映していくのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、個別計画作成に当たり、どのように進めていくかについてお答えいたします。

8月に旭市生涯学習施設整備計画検討委員会を立ち上げました。第1回の会議を開催し、各委員からの意見を伺い、施設の再編等を含めて検討を進めているところでございます。検討委員会や、これから実施する利用者アンケートでのご意見を参考とさせていただき、生涯学習課において個別施設整備計画を作成してまいります。作成に当たっては、市の他の公共施設との関係も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 老朽化など個別の施設の状況を基にした議論、これももちろん大切だと思います。ですが、一方で生涯学習施設全体のビジョン、あるいは方向性、例えば市民が移動時間何分以内にはそうした施設があるとか、そういった大枠での見方、方向性というものも大事なのではないかと思います。利用者の視点に立てば、施設の使用目的を変更ないし利用条件を緩和することで、例えば青年の家の利用者に総合体育館に活動場所を移していただく等、そういった本来の使用目的を勘案した上で、そうしますと市民にとっては、近隣のほか

の施設に活動場所を変えることもできるのではないかと思います。生涯学習施設という類型だけでの議論では限界があるのではないかと思います、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 旭市の生涯学習施設の個別施設整備計画作成に当たり、生涯学習施設の枠にとらわれず、取り壊しとされている施設では、近隣にある施設、例えば青年の家で体育館を利用している団体には、総合体育館や学校開放による体育施設を利用させていただくなど、他の公共施設を有効的に使用していくよう考えてまいります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 文科省では少子化に伴う余裕教室の活用について、ちょっと話が変わるようすけれども、学校教育以外への転用の可能性を早くから検討しております。現在、全国各地で余裕教室、空き教室と言ってもいいのかもしれませんが、これを社会教育や子育て支援、地域活性化など多様な転用方法が誕生しております。

ここに、これは文部科学省の大臣官房からの資料ですけれども、「子どもと地域を元気にする余裕教室の活用」ということで、例えば草加市では学校を地域に開放して、高齢者の集いだとか、あるいは生涯学習の場を提供しております。また、児童との世代間交流で文化や歴史を伝承する機会を作るとともに、高齢者の生きがいづくりにもつながっているそうです。ちなみにこれは生涯学習課の管轄事業ということであります。

こうした例ですが、統計によりますと、平成25年5月現在の資料ですが、全国の小学校における余裕教室、これが4万2,835教室あります。このうち約8%、3,479教室が学校教育外に転用されております。社会教育施設としての転用は、小・中合わせて今のところ全国で約200教室となっておりますけれども、こちらは今後増えると思われます。

加えて、文科省では余裕教室の活用促進のため、転用する際の、これは相手先を問わず国庫補助の返還を要しない、そのようにしています。本市においても学校施設を地域に密着した資源と捉えて、学校教育外の転用、学校を地域に根差した生涯学習の拠点とするような考えというのもし取り入れられると思うんですが、その辺りについて見解をお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 学校施設の放課後利用で生涯学習施設の拠点とする考えについてお答えいたします。

今現在、生涯学習の拠点としては、現在、公民館が中心であります、今現在は。学校施設につきましては、体育館は学校開放で利用していただいておりますが、体育館以外の施設の使用については、管理及び運用面について今後研究してまいりたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 学校を核にしたコミュニティの再生といいますか、もともとはおらが村の学校ということで、学校というのはコミュニティの中心だったわけでありまして、そこには子どもたちに対する地域の住民のまなざしがあったわけであります。コミュニティのきずなが希薄化しがちな現在において、そういった市民利用によって学校と市民をつなげていくということは、地域のきずなを深め、地域力の強化にもなっていくのかなというふうに思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、また今後、公共施設の個別計画が検討される上で、各個別計画間の調整というのが図られることになると思いますけれども、その際にはぜひ施設の設立目的にこだわらずに用途転用の可能性も、これも含めましてご検討いただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

公営住宅の今後についてであります。

これからの方向性の一つとして、施設の長寿命化が進行中であると思ひますけれども、公営住宅におきます長寿命化の実施状況、これはどのようになっているかお伺ひします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 長寿命化計画の実施状況につきましてお答え申し上げます。

旭市の公営住宅等長寿命化計画につきましては平成22年3月に策定したものでありまして、その時点で公営住宅を大きく二つに分類しております。一つは長寿命化が必要な住宅、もう一つは耐用年数を大きく経過しており、老朽化が著しいため用途廃止する予定の住宅であります。この計画に基づきまして、長寿命化が必要な住宅については定期点検を行うとともに、予防保全的な修繕を行ってまいりました。

なお、計画に掲げました修繕事業につきましては平成28年度までに一通り完了しております、そのうち大きなもの三つ申し上げますと、平成22年には下永井団地の外壁や内壁、あるいは給水管の改修を行いました。二つ目として、平成23年度には鐺木住宅の外壁の改修を行いました。三つ目ですが、平成28年度に下永井団地の浄化槽の交換工事を行っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 現計画に関しては、一通り完了ということで承りました。

総合管理計画によりますと、長寿化の一方で廃止を予定している住宅もあるようですが、削減の計画というのはどのようなになっているのか、廃止の対象と今後の廃止に向けた進め方、これは現状の利用者に対してどのような配慮をしているのかも含めてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

長寿命化計画を策定しました平成22年の時点で、既に老朽化の著しかった神西住宅、西野住宅、双葉団地の三つの住宅につきましては、廃止対象として入居の募集を停止しております。空き家になった住宅から順次用途廃止の手続きを行いまして、その後、解体撤去を行っております。ただ、市営住宅は長屋形式の住宅が多いので、空き家になった住宅は一旦政策空き家としまして、1棟全部が空き家になった時点で解体を行っております。

また、解体撤去を促進するため、特に管理戸数が減ってきました神西住宅につきましては、昨年度から入居者に対してほかの住宅への引っ越しを促しております。この引っ越しに当たりましては、入居者に負担がかからないようにしております。具体的に申し上げますと、引っ越し先の部屋の改修工事を行うのはもちろんでございますが、そのほかにもサイズが合わない浄化槽、これは持っていけませんので、それを交換すること、あるいはテレビアンテナを新しくすること、さらに家具ですとか家財道具、これの運搬の費用を市が負担することなどを行ったものでございます。

これによりまして、神西住宅につきましては、平成28年度末には10戸が入居しておりましたが、このうち4戸が香取住宅へ引っ越しまして、1戸が自主退去いたしました。さらに現在、1戸がみどり南住宅に引っ越し予定となっております。引っ越しの完了後には3棟を解体する予定となっております。

このほかの住宅につきましても廃止に向けまして進めてまいりますが、利用者に配慮しながら、慎重に進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） いわば引っ越し作戦が進行中ということでお伺いしました。

公営住宅は、本来的には福祉行政の一環として捉えるべきものであるかと私は考えますが、本市においては財政課の管轄であります。公営住宅法においては、その目的を「健康で文化

的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」とあります。

高齢化社会の進行による住宅ニーズの変化、あるいは一方で広がる格差社会、こういった現状を考えたときに、削減後の住居の総数をもって、この制度の本義であります住宅に困窮する低額所得者へのいわばセーフティネットとして、今後本制度は機能し得るのか、その見通しをお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答え申し上げます。

公営住宅につきましては、高橋議員おっしゃるとおりセーフティネットの役割を担っているものと私どもも認識しております。

こうした中で、昨年策定しました公共施設等総合管理計画を踏まえまして、今後、この個別計画と位置づけております旭市公営住宅等長寿命化計画の見直しを行う予定であります。

計画の見直しに当たりましては、もう一度中長期的な視点で住宅に困窮する世帯数等の見通しを立てまして、長寿命化が必要な住宅と用途廃止を進めていく住宅に分類しまして、削減目標を設定する予定であります。

なお、削減目標の設定に当たりましては、住宅ごとに建設からの経過年数ですとか応募状況、あるいは地域バランスなどを考慮して慎重に検討してまいります。

ただ、本市の公営住宅の管理戸数の推移を見てまいりますと、平成22年度に雇用促進住宅を79戸取得しております。また、平成25年度には災害公営住宅33戸を建設しておりまして、総体としての管理戸数は増えております。このため、今の時点では、新規の建設ですとか建て替えということは想定しておりませんが、将来的に戸数が確保されない、こういった場合には、例えばPFI事業ですとかによる民間活力の導入、あるいは既存の民間住宅を借り上げる借上住宅制度の活用など、こういったものも含めて検討する必要があるのではないのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 公営住宅に関しまして長期的なビジョンを見てということだと思います。

次の下水道政策についてお伺いします。

まず、接続率の向上について、これについては担当課を中心に大変な努力をされているということは承知してはおります。今後、整備区域内の接続率が向上したとして、今後の本計画の再開の可能性というのはあるのか、見解をお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） お答えさせていただきます。

下水道への接続率が向上し使用料が増収いたしましても、使用料だけで下水道事業を運営することは厳しい状況であり、下水道事業は多くの事業体で経営環境が厳しさを増しております。

本市におきましては、建設時からが短期間のため大規模な改築費用等は少ないものの、面整備よりも維持管理や改築更新に重点を置きまして、今後も接続率の向上を図り、効率的な点検整備・更新を行うことにより支出を抑制し、安定した経営に取り組んでまいりたいと思います。

また、供用開始区域に接続している未整備地域の店舗や事業所が多く存在するような箇所等につきましては、整備費用と使用料収入との収支を調査研究したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、本体計画の再開というのは、現状、接続率が上がったとしても難しいのかなというところだと思いますけれども、今後のまちづくり、まさに今、20年後、30年後に向けての旭市のまちづくりのビジョンが構築されようとするときでありまして、生涯活躍のまち構想、そういったものを踏まえたときに、計画区域の変更、これは都市計画と連動してということになるのでしょうか、計画そのものの変更というものは今後あり得るのか、そういったことについてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） お答えさせていただきます。

生涯活躍のまち構想は、現在、旭市生涯活躍のまち構想推進会議が組織されており、調査研究、審議を行っております。

整備区域の変更及び計画の変更や生涯活躍のまち構想の汚水処理につきましても今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、ちょっと変えますけれども、では、整備区域内において、1家庭が浄化槽から下水道接続に変えた場合の1家庭当たりのコストについて、その差をお伺いします。また、計画区域内の未整備地域、先ほどの逆算でいくと80%ということになると思うんですけれども、その未整備地域内での合併処理浄化槽の普及率についてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） お答えさせていただきます。

浄化槽から下水道接続に変えた場合には、まず工事費が考えられますが、各家庭の条件、例えば工事箇所が砂地であるのか、またはコンクリートなのか等によりまして大きな増減がございます。また、宅内排水管の勾配や延長、十分な作業スペースの確保ができるかなど、現場の状況により左右されることが多いため、工事費については、回答がちょっと難しいところでございます。

浄化槽の維持費につきましては、少し古いデータとなりますが、保守点検及び年1回の法定点検、くみ取りと清掃料金、ブロワの電気料金等で年間およそですけれども、約4万2,000円程度となっております。

下水道の使用料に関しましては、2か月当たりの汚水量を40立方メートルで計算しますと年間約3万2,000円となります。

下水道と浄化槽の比較につきましては、年間のコスト面はもちろんでありますが、公共下水道は快適な生活環境の形成や公共用水域の水質保全に資するため、公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設と考えております。

また、下水道の全体計画区域内で未整備地区、こちらでの合併浄化槽の普及率は約35%となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、1家庭当たりでいうと、工事費の関係はちょっと難しいのかもしれませんが、基準どおりのメンテナンスをやっているならば、下水道のほうが少しコストダウンになるのかなというところだと思いますけれども、また未整備地域でも合併処理浄化槽の普及が進んでいるということですので、引き続き整備区域内の接続率向上に努めてい

ただきたいと言うしかないのかなというふうに思います。

しかし、根本的な話としまして、計画策定時の想定と現状では大きな開きがあるのは、これは明白でありますので、であるならば、これは難しいのは承知ではありますが、現状に見合った都市計画全体の見直しを図り、その中で同時に下水道計画の変更を考えていくというのも考えとしては自然なのではないかと思います。これについて、私も引き続き勉強、研究させていただきたいと思います。

続きまして、観光政策について移ります。

夏期観光についてですが、先ほど数字のほうはお伺いいたしました。

これは昨年もした質問なんですが、震災以前と比べてどうであるのか。平成22年を100としてということでお伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、震災前と比べての状況でございます。

平成22年を100とした場合、今年の場合についてお答えします。

七夕市民まつりにつきましては、今年度3万人増えまして130でございます。いいおかY
OU・遊フェスティバルにつきましては、6,000人増えまして104.3でございます。砂の彫刻
美術展につきましては、1万600人減の65.4でございます。海水浴場につきましては、二つ
合わせまして6,581人減の80.2でございます。市営海浜プールにつきましては、3,469人減の
65.7となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 各イベント、天候ですとかいろんな要素はあると思いますので、一概に
言えませんが、そうしますと震災以前のにぎわい以上に今盛り上がってきているというふう
に思いますけれども、最近、本市がテレビで取り上げられる機会、これが非常に増えている
ように思います。夏に向けて、あるいは現在のところどのようなPRを対外的に行っている
のか、主要な案件、またその成果についてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、PR活動ということでございますので、市のPR活
動としましては、群馬県の前橋市や成田空港でのイベントに参加しまして、特産品の展示や

市の観光PRを行っております。

今年度、ＪＲで総武本線120周年記念イベントが実施されまして、記念列車が運行され、旭市の駅へ寄っていただきました。子どもたちのダンスやあさピーなどで出迎え、市の観光PRと併せまして、パンフレットの配布や特産品の配布、クイズに答えての名産品のプレゼントを行い、市の知名度を上げるために努めてまいりました。

また、大手旅行会社の観光バスツアーなどで道の駅への来場者に対しましても、市のパンフレットの配布や観光PRを積極的に行いまして、市の知名度や観光情報の発信に努めたところでございます。

さらに、首都圏のＪＲの駅に夏期観光ポスターの掲示と観光情報誌にイベント情報を掲載しまして、またＢＡＹ・ＦＭなどのＣＭなど、県外へのPRを進めてまいりました。その結果、夏期イベントについては、多少ではありますが増加傾向にあると思われます。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） そういったPRがしっかり結果を出してきているのかなと思いますけれども、そうしましたら、主要なイベントへの補助金の状況と今後の見通しについて、特に災害復興基金を財源としているものもありますので、そういったものは今後どうなっていくのか、これについて伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） イベントの補助金の状況と今後の見通しについてお答えします。

旭市七夕市民まつりにつきましては、通常分と復興分を合わせまして1,050万円でございます。いいおかＹＯＵ・遊フェスティバルにつきましては、二つ合わせまして755万円でございます。あさひ砂の彫刻美術展につきましては、二つ合わせまして320万円となっております。その他のイベントについても昨年と同額になってございます。

補助金の今後の見通しでございますが、今年度と同額程度を考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） それでは、次にアニメとのコラボについてですが、現状どのような効果、影響があるのか。また、これから映画自体は、今後もDVD化されたりですとか、継続してファンが増えていくのではないかと期待するところですが、これからどのような効果を

期待しているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 現状の成果とこれからの成果の期待ということでございますが、効果としましては、今後の映画の動向次第ということもありますが、現在、ＪＲではこの映画でスタンプラリーを実施しております。旭市内に２か所のスタンプが設置されておりますので、その効果で旭市への来場者は増えることが予想されます。

また、広域的に配布しました市のパンフレットや「週刊じゃらん」のトップページへの掲載などによりまして、アニメファンをはじめ、実写版の映画ファンも訪れていただけることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） 私も初日の１本目で見てきましたけれども、そうしましたら主人公の女の子のなずなの持っているああいうトランク、大きなトランク、あれをごろごろ転がしながら来ている女の子が、ワンピースで２人連れでいました。

そういった盛り上がり方もあるのかと思いますけれども、アニメ自体を詳しく言うと、見ている人のために言いませんけれども、市内各地がモデルと思われるシーンが幾つかありました。ただ、率直に言って旭市と銚子市を混ぜたような架空のまちと、そういったことかなと思うんですけれども、ところで銚子市の観光戦略は、日本遺産「北総四都市」ですか、そういったことで、佐原市、佐倉市、成田市との連携をますます強めているというふうに思うんですけれども、合従連衡というわけではないんですけれども、当地域での観光というのは、単独市ではやはり限界があって、広域での連携というのは必須なのかなと思います。そういった意味で、これを機に観光における銚子市等との連携強化、これについては考えているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） お答えします。

今回のアニメ映画の上映を機に、８月１８日より銚子市と共同で、高速バスのラッピングを行いまして、現在運行している状況でございます。

また、映画とは直接関係ありませんが、銚子市のイルカウォッチングなどを行っている業

者の方から、屏風ヶ浦や刑部岬を海上から見学するツアーなどを行いたいとの話を伺っております。このようなことから、広域的に観光誘致を行ったほうが有利であるため、できるだけ広域的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今、隣から、ほぼ銚子市じゃないかという声があったんですけども、これを機にぜひ銚子市との連携を含めて、広域での観光強化ということでお願いしたいと思っております。

この夏、私は個人的に何組か県外から旭市への観光を案内したことがあったんですけども、遠方から来る方の場合、車より電車を選ばれる方が多いのかなというふうに思います。中には京都からという方がいたんですけども、まさか京都から車で来るというわけにはいきませんので、そうしたときに、駅から市内の各スポットに行くに当たって、例えば駅から道の駅、刑部岬あるいは海水浴場と行こうとしたときに、手段がタクシーのみということがあります。逆に言うと、駅利用で、電車利用で旅行しようとする人たちの機会損失をしているのかなというふうにも思うんですけども、そうしますと夏期観光のシーズンあるいは休日という限定でも構いませんので、市外からの観光、これに特化したルートで市内の循環バスなり、そういったものを考えてはどうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） お答えします。

今回のアニメ映画の制作委員でありますJRでは、スタンプラリーを実施しております。市内では、道の駅と飯岡灯台の展望館にスタンプが設置されております。どちらも駅からの二次交通がないため、市としてはスタンプラリー参加者と観光客へのサービスの一環として、バスなどによりロケ地や道の駅を経由しまして、市内案内を行うための準備を現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） いわゆる、ちょっと言葉がいいのかどうか分かりませんが、オタクと言われる人たちが、距離が遠くても好きなもののためにはどこまででも行く人たちであります。そういった人たちはやはり電車で来る方も多いと思いますので、せっかくJRスタン

プラーリーがあるんでしたら、前向きにそれは進めていっていただきたいなと思います。

続きまして、企業誘致について再質問させていただきます。

先ほどお伺いしますと、やはり現行の誘致条例というのは製造業、具体的には工場の進出、これを想定して特化したものになっているのかなと思います。これをＩＴ関連、情報サービス等、製造業以外の誘致について、これは他市の状況についてどうなっているか、まずお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） お答えします。

現在、県内の市町村の優遇措置を比較しますと、優遇措置となる基準が、投下固定資産額がそれぞれ異なりまして、また優遇方法も固定資産税の減免や新規雇用者に応じた奨励金などさまざまです。単純な比較は難しいと思われませんが、現在、他の市町村では立地企業に対する優遇措置が製造業以外にも適用されております。都市部では、製造業に加えまして、本社事務や社員寮も対象となっております。また、一部の地域では、旅館業や農林水産物販売業も対象となっております。さらに、多くの地域では、サテライトオフィスなどの誘致を目的に、情報通信関連産業を対象にしております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） 一例としてですけれども、ここに日本コールセンター協会の会報があります。これによりますと、自治体のコールセンターの誘致助成制度ということで、全国で157自治体が掲載されています。これは一つの例ですけれども、ＩＴ関連事業の地方展開については、前回の一般質問でも申し上げたとおり、インターネットを活用した場所を選ばずに働くことができる、そういった就業スタイル、これをやはり国も推しているところであります。ぜひ誘致対象をＩＴ関連あるいは情報サービス業等、他の領域へ拡大を検討してはいかかと思いますが、お伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） お答えします。

本市の産業発展のためには、企業誘致が必要であると考えております。企業誘致を行うためには、他の市町村の優遇措置と比較した場合に、有利な優遇措置を講じる必要があると考

えております。

現在、他の市町村で製造業以外の業種について優遇措置があることから、議員のお考えのように、より効果的な優遇措置が可能か、先進地域を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） やはり向こうの立場にしてみると、例えばコールセンターを作ろうというふうに考える企業はこういったもので、どこが有利かということをはべて、検討して調査してくるわけでありま。

具体的に今後どのような優遇措置が考えられるのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、工業団地の分譲が終了したことに伴い、今後は議員おっしゃりますように、ふるさとテレワーク等の情報関連産業の進出が期待されるところであります。そういった企業のほかにも、いろいろな旭市へ来てくれる、そしてまた先ほども申し上げましたように既存の企業に対する補助の拡大、そういったものも十分考えて、今の会社がより雇用を増やしてもらえ、そしてまた少しでも給料を上げてもらえるような、そんな後押しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 市長、前向きなご答弁、ありがとうございます。

市長、先日もおっしゃっておいりましたけれども、旭市に住んでいたいけれども、やはり都会と比べると給料がと、仕事が少ないということでありまますので、大学や専門学校に行った者の中には、本当にそうやって地元に住みたいけれどもやりたい仕事がないんだという声も聞きます。若者に魅力ある安定した雇用を生み出すためにも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、介護予防・日常生活支援総合事業について再質問させていただきます。

まず、今回、議会の中で何回か出てきていますけれども、この「あさピー☆きらり体操」、伊藤房代議員は自ら体験してきたそうですけれども、この普及状況について、あと、できましたらどういったものなのか、やらなくてもいいんですがどういったものかということ、何を目的としているかちょっとお願ひします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、「あさピー☆きらり体操」の普及状況はということと、どういったような体操かということについてお答えいたします。

「あさピー☆きらり体操」は、出前講座や広報等でPRしまして、地域の高齢者の中で希望のあったおおむね5名以上のグループや団体へ、運動が継続して行えるように支援しております。

普及状況につきましては、昨年からの4団体を含めて、8月末現在、10団体166名が継続して行っております。今後もさらに旭市全体に通いの場での「あさピー☆きらり体操」が普及できるようPRを行っていきたいと考えております。

また、この「あさピー☆きらり体操」につきましては、どうしても高齢者の方、筋力が落ちると介護につながるようなところがありますので、基本的な筋力強化のための体操ということで、激しくない体操の中で、まず椅子を使って座ったまま足の甲とか、よく足をつたりした場合に足を伸ばしたりとかとやるんですが、そういったものとか、腕を使って伸ばしたりとか、そういった簡単な動きの中で筋力を鍛えていくと。これの形は微妙に違うんですけども、その繰り返しのような体操で、おおむねみっちりやりますと1時間くらいかかってしまいます。ですから、どうしてもひとりでやるというのは継続性が続きませんので、こういった通いの場等を使いまして、皆さんで楽しみながらやるというような継続できるような形での体操を考えてやっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ちょっと内容がいま一つイメージがしにくいんですけども、実際体験しなければ分からないなということです。

1時間程度ということで、私が聞いたところによりますと、できれば週1回を継続的にやっていくということと、できれば週2回ぐらいやったほうがいいということも聞きますけれども、そういった地域に根差した介護予防のこれからリーダーをとっていくでありましょうあさひ輝きアップサポーターですか、この養成制度について、これについて実施状況と現在のサポーター数、またその役割について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齡者福祉課長（浪川恭房） それでは、あさひ輝きアップサポーター養成講座の実施状況、それと現在のサポーター数とサポーターの役割についてお答えいたします。

地域包括支援センターでは、自身の健康づくりを進めていきながら、地域の中で介護予防を積極的に広めていただく介護予防サポーターを養成するあさひ輝きアップサポーター養成講座を平成27年度から開催しております。

平成28年度末までに、初級編3コース、32名、中級編1コース、12名が修了しております。修了生は、地域の通いの場での体力測定会でのサポートや「あさピー☆きらり体操」の運営支援及び高齢者の見守りをさせていただいております。

また、サポーターが自主的に活動できますように、平成28年度にサポーター連絡会を開催しまして、14名の参加がございました。おのこの地域でできることについて意見交換を行いました。地域の介護予防の担い手としても、今後も活躍を期待しているところでございます。

今後もあさひ輝きアップサポーター養成講座を、地域の高齢者のサポーターとして継続して積極的に養成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 国としては、なるべく介護予防、地域で防波堤になれよと、そういうことでこういった制度が生まれてきているのかと思いますけれども、この「あさピー☆きらり体操」ですけれども、同様のそういった体操、高齢者の機能維持という面でやっているところも多いようでございます。その中に、やはりちょっと聞いただけでは、今どういったものかイメージできなかったんですけれども、ビデオを作ってDVDで普及を促進すると、そういったこともやっているところもあるようですが、そういったことについては考えがあるのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（浪川恭房） それでは、「あさピー☆きらり体操」の普及のためにビデオ化して、そういったものを配布したりということはできないかというご質問についてお答えいたします。

現在、地域の通いの場では、既成の介護予防の教材を市で購入いたしまして、普及啓発用に活用しております。それは、カセットテープに体操の伴奏、またかけ声を録音したものを

各団体に提供し、利用していただいております。

今も議員のほうにご質問があつて説明をしたんですが、なかなか分かりづらい。私の説明もまた不足だったと思うんですけども、そういった分かりづらいというところもありまして、今後は、旭市のオリジナルの「あさピー☆きらり体操」の動画を作成いたしまして、広く市民へ普及啓発するためにホームページの動画の掲載、それも予定をしております。また、DVDの制作についても、現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 分かりました。

ぜひあさピー本人にもビデオに出演してもらいたいと思いますけれども、次に、MC I について再質問します。

このMC I の段階での早期の発見、これによってかなりの確率で認知症への移行を防止あるいは遅らせることができるというふうに言われております。これは、本人はもちろんのことですが、家族にとっても大変大きなことであります。また、財政ということで考えたときにも将来負担の軽減にもつながってくる、そういった見方もできるわけでありますので、本市において現時点でのMC I への対応がどのようになっているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、現在、本市における早期発見を含むMC I への対応はどのようになっているのかというご質問にお答えいたします。

直接的なMC I の対応ではございませんけれども、本市におきまして認知症の早期発見の対策としましては、介護予防・日常生活支援総合事業の申請時に行う基本チェックリストの項目の中に、物忘れの自覚に関する質問が3項目ございます。これらに該当した高齢者について、認知症の予防に関する指導・助言を保健師等が行っております。このような取り組みが早期発見を含むMC I の対応につながるものと考えております。

また、出前講座・認知症サポーター養成講座におきまして、認知症の正しい知識を身につけ、認知症の方やその家族、そういった地域や職場での温かく見守って支えていく応援者となる認知症サポーターを一人でも多く養成しまして、今後も一層認知症についての普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 私は、現状よりももう一つ手前にMC Iに向けて網をかけていくべきではないかなと思いますけれども、とにかく大切なのは早期発見・早期対応ということでありまして、自分の身近にも軽度の段階で治療なりを受けないでいるうちに、ある段階で一気に状況が悪化していったと、そういったケースも見ております。MC Iの啓蒙が本当に必要不可欠かなと思うんですけれども、例えば健診等の際に問診の項目に入れる、あるいはそのときにアンケートを行うなどして早期発見の機会をもう一つ手前に作ってはいかがかと思いたうすがいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） では、お答えさせていただきます。

現在実施している特定健康診査は、生活習慣病予防のために、35歳から74歳の国民健康保険の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査として行っております。

MC Iの早期発見の問診項目は、現在含まれておりませんが、高血圧症、糖尿病、喫煙等が認知症の危険因子とされていることから、生活習慣病を予防することで、認知症の予防にもつながるように取り組んでいきたいと考えております。MC Iの早期発見のための問診項目の追加やアンケート等については、高齢者福祉課等と連携を図り、MC Iの早期発見に努めてまいりたいと思いたうす。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 非常に前向きなご答弁をいただけたと思いたうす。ぜひお願いいたします。

関係各機関の連携をとって、一人でも多くの方が初期の段階で必要な対応、処置を受けられるようよろしくお願いたうしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（佐久間茂樹） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 18 番 木内欽市 登壇）

○ 18 番（木内欽市） 18番、木内欽市です。平成29年旭市議会第3回定例会において一般質問を行います。

まず最初に、安心・安全なまちづくりについて伺います。

日本一住みよいまちを目指して、住んでよかったと思えるまちづくりを目指してと誰にも分かりやすいすばらしいキャッチフレーズを掲げている本市、実現に向け、市長をはじめ皆様方、日々努力されていることと思います。

住みよさの目安の一つに、安心・安全度ランキングがあります。判断のもとになるのは、人口1万人当たりの交通事故の発生件数、火災の発生件数、刑法犯の認知件数であります。交通事故発生件数を1割減らすことができますとランキングが100番ぐらい上がります。

そこで1点目として、市内の交通事故発生件数と県内の順位を伺います。

2点目として、道路にはみ出た樹木や雑草の管理の問題について伺います。

交通事故や犯罪を未然に防ぐためにも管理をしていただきたいと、前回も島田和雄議員から質問がありましたが、重複点もあろうかと思いますが、私なりの観点から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、防犯対策についてであります。

ランキングに大きく影響するのが刑法犯の認知件数です。交通事故と同じく、1割減らすことができれば順位は大きく上がります。安心・安全なまちづくりのため、市民の安全のためにも取り組んでいただきたい重要な課題の一つです。対策を伺います。

安心・安全なまちづくりの最後、防災訓練について伺います。

先日も防災訓練が行われました。各区長が参加するように呼びかけてっていますが、なかなか参加してくれる人がいません。これからのあり方について伺います。

質問の大きな2番目、海上キャンプ場について利用状況、今後の取り組みについて併せて伺います。

3項目めとして、コミュニティバスについて伺います。

先月は市民に対するアンケート、昨日も海上地区で意見交換会が行われました。お考えがあつてのことと思います。利用状況と併せて、今後の取り組みを伺います。

最後に、選挙投票所について伺います。

この質問は、前にも伊藤房代議員が、そして今定例会でも滑川公英議員が質問を行いました。同じような質問になるかと思いますが、大事な問題でありますので、よろしくお願いいたします。

滑川議員の質問では、経費が五百万円幾らか削減できたということでございますけれども、投票に行く人が減ってしまつては本末転倒です。この投票率低下、どのように考えておられるのか伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。

なお、答弁に関しましては、簡潔明瞭な答弁をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、大項目1、安心・安全なまちづくりについて、
（1）交通安全対策について、市内の交通事故発生件数と県内順位について私からお答えいたします。

旭市での平成28年の交通事故発生件数につきましては172件で、死亡者数は3名、負傷者数は218名となっております。事故発生件数の県内での順位といたしましては、発生件数は県内54市町村中、第26位となっております。多いほうから1位ですので、だいたい真ん中あたりになります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、1番、安心・安全なまちづくりについての（2）道路にはみ出した樹木の取り扱いについてということで回答いたします。これについては、島田和雄議員の答弁と重なりますが、よろしくお願いします。

建設課では、個人の土地から道路に張り出した枝の伐採については、所有者への自宅訪問、そして通知文書等を郵送し、お願いしております。

また、道路に張り出した木の伐採等につきましては、6月の広報あさひへ掲載したほか、ホームページや区長を通じ、各戸への回覧板等で市民の皆様へお願いしているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私からご質問大きな1番、安心・安全なまちづくりについての（3）防犯対策についてと（4）の防災訓練について、そして大きな4番、投票所についてと、その3点についてお答えをさせていただきます。

まず、防犯対策についてということで、対策を何うということでした。

まず、旭市における犯罪認知件数について申し上げます。

平成20年の1,078件以降、8年連続で減少しておりまして、昨年、平成28年中の認知件数は487件で、20年比で591件、54.8%の減となっております。また、今年度、29年中の7月末までの認知件数でございますが、7月末時点で259件、前年同期に比べまして58件、18.3%の減となっているところでございます。

旭市が設置する防犯カメラにつきましては、市が管理する施設や犯罪が多く発生する駅前・商店街等を中心に111台を設置しておるところでございます。今年度におきましては、保育所と小・中学校に49台を設置することとなっております、これをもって市の全ての保育所、小・中学校に防犯カメラが設置されることとなったところでございます。

それについては以上といたします。

2点目の防災訓練についてこれからのあり方というご質問でございました。

これについては、木内議員から過去にも何度かご質問をいただいております中で、その視点は地域に合った防災訓練というようなことで、車を使った訓練を行ってはというご指摘であったと記憶しているところでございます。その当時も答弁させていただいておりますが、あくまで市の防災訓練時における避難訓練につきましては、健常者に対するものを基本としておりますというようなことでございます。これについては、災害時には、その地震による道路の陥没であるとか、家、ブロック塀等の倒壊、または土砂災害による車両通行が困難になると、または停電によって信号機も機能しないだろうというようなことを前提として、徒歩による訓練を基本としているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても高齢者または障害者等、そういった方につきましては、徒歩での避難、またはその訓練のほうも非常に困難であることから、過去の2回の津波避難訓練につきましては車による訓練を行ったところでございまして、また今回の防災訓練につきましても、関係者の説明会におきましては、要援護者の方は訓練会場まで車で避難していた

だいても結構ですといったようなご説明をさせていただいたところでございます。

では、3点目といいますか、一番最後の投票所について低下をどう捉えているかといったようなご質問でございました。

確かに何名かの議員にも答弁しておりますが、近年というか、最近行われた投票所を再編した後の参議院選、知事選挙、旭市長選挙、全て前回値でいえば投票率が下がっているところでございます。ただ、これについては、やはり昨年度の総務課長のほうも答弁しておりますが、統廃合した投票所に限らず、統廃合しなかった投票所においても同率とは言いませんが、同じように投票率が下がっているということでございます。ですから、投票所の再編が、投票率が下がった一番の要素だということは言えないのかなと思っているところでございます。

特に私どもといいますか、私はこの4月から選管書記長ということで拝命をしておるところでございますが、投票率を分析いたしますと、一番投票率が高いのは70代前半の方でございます。特に投票率が低いのが20代から40代、その中でも20代と30代が特に投票率が低いような状況になっておりまして、今回、拡大された18歳、19歳の投票率よりもずっと低くて20%の前後だというようなことで、そこら辺の方々にどう理解をしていただいて投票所に足を運んでいただくのか、そこら辺が大きな課題だろうというふうに私は認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、私のほうから質問事項大きな2番、海上キャンプ場について、（1）利用状況についてお答えいたします。

平成21年4月に千葉県から旭市へ施設が譲渡され、旭市が直接海上キャンプ場の管理運営を開始した平成21年度からの利用実績について、利用延べ人数をお答えいたします。

キャンプ場につきましては、平成21年度が6,006人、22年度が5,418人、23年度が5,506人、24年度が5,534人、25年度が5,771人の利用実績がありました。26年度から指定管理者による管理運営を実施しており、26年度は5,219人、27年度が6,458人、28年度が6,725人でありました。

市民のニーズに対応した親子キャンプ教室、フラワーアレンジメント教室など、民間のノウハウを活用した野外活動や体験教室を開催している効果もあり、27年度、28年度と年々利用者が増加しているところです。

また、体育館につきましては、平成21年度が4,191人、22年度が6,272人、23年度が9,685人、24年度が1万30人、25年度が1万1,816人の利用実績がありました。指定管理者導入後の26年度は1万693人、27年度が1万2,618人、28年度が1万166人でありました。21年度の移譲後は、利用人数が伸びている状況でございます。

続いて、（２）の今後の取り組みについてお答え申し上げます。

千葉県から移譲を受けて、平成21年度から旭市が管理運営してまいりましたが、市民のニーズに対応したサービスの向上を図るため、平成26年度より指定管理者制度を導入いたしました。使用許可の権限を委託することで、指定管理者が包括的かつ迅速に施設を運営管理できるようにいたしました。これまでに指定管理者の株式会社塚原緑地研究所は、日常の施設の維持管理のほか、キャンプ教室やフラワーアレンジメント、押し花作り、竹細工など、野外活動や体験教室等の行事を実施し、キャンプ場の魅力を発信しているところでございます。

指定管理者導入後の施設の老朽化の進んでいる箇所については、指定管理者との基本協定に基づき、順次改修工事等を市が実施しております。今年度は、管理棟及び実習棟の改修工事や体育館シャワーの修繕工事などを実施しており、今後も安心・安全な青少年の健全育成の場として施設整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、コミュニティバスの利用状況についてお答えいたします。

コミュニティバスの年間の利用者数ですが、直近の平成28年度は8万8,031人の利用がありました。これは、最も利用が多かった平成21年度は11万2,390人で、これから比較すると2万4,359人減少しており、率にすると21.6%減少しております。

利用者が減少した主な要因ですが、人口減少とモータリゼーションの進展などが考えられ、特に継続的な利用が見込まれる学生など、子どもの数の減少が影響しているものと考えております。

続きまして、今後の取り組みについてということでございました。

コミュニティバスは、高齢者や学生など、移動手段を確保できない交通弱者と呼ばれる方々の移動手段を確保するために運行しております。

運行開始時は、幅広く意見を聞きルートを決定したわけですが、運行開始後11年が経過する中で、先ほども申しましたが、人口減少やその他の要因等、人口の分布や人口動態も変化

しているものと考えておりますが、これらによって若干減少しております。

高齢化等による交通弱者は増えていくことが今後予想されますので、このことから、コミュニティバスだけでなく公共交通全体の利用状況等を分析し、市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築していく必要があると考えております。

そのため、現在、地域公共交通のマスタープランとなる計画、旭市地域公共交通網形成計画の策定に向けて取り組んでおり、市民アンケートや地域別意見交換会等の市民ニーズ調査等を実施し、市議会からも委員にご就任いただいておりますが、旭市地域公共交通会議で協議をし、今年度末に策定をする予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、交通安全対策についてお伺いをいたします。

先ほど、死亡事故が3件ということでございましたが、不幸なことに昨日、やはり海上の田んぼの中の交差点で1名亡くなっております。4名亡くなってしまいました。

事故の大半は、今言いましたように、交差点あるいは交差点付近で起きております。ほとんどの事故がそうだそうです。出会い頭の事故、あるいは信号待ちの車に追突したり、この事故が大半を占めているそうでございます。

そこで、例えば交差点の中心にあるクロスマークというんですか、矢印のマークであるとか、あるいは一時停止の停止線、あるいは標識がない危険な場所が多く見られます。そういうところにはどのような対策を考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、交差点のクロスマークが消えていたり、標識がないところの対策ということでお答えいたします。

区画線や交差点のクロスマークや警戒標識につきましては、交通規制が伴わないため道路の管理者であります旭市で設置できるものでありますので、職員による日常のパトロール等で確認し、補修の対応を行っております。しかしながら、消えたり破損していたりするものということでございますので、早急に現場のほうを調査して対応してまいります。

また、交通安全対策に大きく寄与します横断歩道、一時停止等、交通規制が伴うものにつきましては、所管である旭市警察署に状況を説明しまして、早期の対応を要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ただいま横断歩道とか話が出ましたが、やはり小学校の父兄から言われて、建設課、行っていただきましたよね。12か所ぐらい横断歩道がほとんど消えてしまっているんです。1年か2年であれば消えないんですよ。だから、もう10年近く何もやっていないんじゃないですかね。

それと、先ほども言いましたが、田んぼの中の新しい道路、清滝とあと萬歳のほうありますけれども、そこもほとんど今、消えてしまっているんです、停止線が。それで、道路に書いてありますね。速度落とせとか交差点注意とありますが、それも消えてしまっていて見えないんですよ。ですから、今の田んぼの中の道路は、旧道から比べたら、私もよく車の何台に1台通るかなと、旧道側1台通るときに、あの田んぼの中の道路は40台から50台走っているんですよ。四、五十倍あるんです、今、通行量が。旧道はほとんど通らないんです。ですから、散歩とかするのに旧道のほうが安心なんですよ。そういう状態ですから、あそこがもうメイン道路化していますので、そしてましてや今度、清滝バイパスが開通したときには物すごい交通量になるんです。

ですから、そこで、昨日の死亡事故もそうですし、その前にも死亡事故が発生していますし、交通事故が多発しているんです。ですから、標識とか、あと交差点、信号機までやってしまうとかえって通行に不便を来してしまうので、信号機があれば一番いいんでしょうが、あれは大金がかかるので、それ以前に標識とか白線を引く、そういったものを早急にお願いしていただきたいと思います。

それと、国道でも、国道は国だからと思って国会議員に言ったら、ばんどう太郎のことを言っているんです。あそこ大渋滞があるので、あそこも言ったら、当初、予算が、調査費がつくという話だったんですよ。そうしたところが隣地の日産だとか、地権者の関係でちょっと今ストップしてしまっているんです。ですから、そちらのほうを解決してもらわないと動けないというんですよ。ですから、警察の方もよく知っていて、ああ、あそこはねと、じゃ、私のほうからも、所管のあれは国道だけれども、県の海匠土木が管理しているそうなんですよ。そちらのほうへ私のほうから言っておきますということで警察も言っていますので、どうか国と警察署と連携をして、その改良などもお願いしたいと思いますが、2点お答えいただけますか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議員お話しのとおり、清滝の西側にあります農道については、大変交通量も増えております。これは建設課としても十分把握しております。私のほうでできる交通規制の伴わないものについては、予算の範囲内で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、交通規制はもちろんうちのほうじゃなくて地元警察になりますので、再度警察署のほうにお話をしたいというふうに考えております。

次に、国道の話でございます。

確かに国道につきましては、道路管理者が海匠土木ということになりますので、それも含めて、海匠土木のほうにはお話をしたいというふうに思っております。

それと、国道の交差点で市道と接続する部分につきましてはうちのほうでできますので、その辺のところは対応できると思います。

それで、ご指摘のありました国道のばんどう太郎の交差点につきましては、議員ご承知のとおり交通渋滞が慢性しております。旭市でも千葉県に対しまして、右折レーンの整備とか、そういう改良をお願いしております。現在のところ、いまだに事業化になっておりませんので、今後もさらに千葉県に要望していきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、そこも警察の方々も非常に好意的、協力的ですので、わざわざ電話してくれたんですから、あまり警察署と打ち合わせしていないような感覚を受けるんですよ、聞くと。ですから、そういうのはやはり警察の力をかりて、両方で言えば進むと思うんです。

それで、すぐでなくても結構ですから、先ほど言いましたセンターのマーク、あれがあると、時々見ているんですが、車があそこまで出てくる、中心まで出てくれれば左側は車が通れるんですよ。ところがみんな手前でとまってしまっているんで、後ろの車が1台でも右折車両がいるとずっと渋滞になってしまうので、そこをそのマーク、センターマークというんですか、こういう矢印の、あれをやって、そこまで車が出てもらおうと、大型車は通行できませんが、普通車はみんな左側を通過して通行できるんですよ。袋の十字路も同じことが言えます。あれもセンターマークが完全に消えてしまっているんで、あそこもセンターマークをはっきりやれば、そこまで車両が出ると右折レーンがなくても渋滞が起きませんので、そこら

は早急に、国道ですから海匠土木のほうへ言ってお願いしていただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） ご指摘がございましたとおり、千葉県海匠土木にはさらにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。それでは、よろしくお願いします。

それでは、2点目の道路にはみ出た雑草の取り扱いですが、雑草などが今、恐らく1メートルぐらいずっと道路にみんなはみ出てしまっています。どこを見てもそうですが、脇の白線よりはるかに越えてしまって、道路幅が相当狭くなってしまっているんですよ。そうすると、みんなそれを避けてセンターライン寄りを通ってしまうので、非常に危険でありますので、この時期、草刈りは年に1回ぐらいしかやっていないんですか。どのぐらいやっているんですかね。回数は。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 草刈りの回数ということですが、基本的には繁茂する時期ということで、年に1回実施しております。しかしながら、交差点とかカーブ、いろんなところで危険な部分がございますので、その辺につきましては、危険度の状況に応じまして随時対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今、結構農地の保全の組合とかやってくれているので、だいぶ市のほうも助かっていると思うんですよ。ですから、そういう方々のご協力もいただきながら、年に1回ではちょっときついかないと、そんな気がしますね。

それとあと、樹木の伐採、これは地権者に言っているというんですけれども、年間何件ぐらい言っているんですか。それはあまりないでしょう、木を切ってくれと直接言うのは。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 何回くらいかといいますと、詳しいデータは今持っておりません。かなりということでご理解いただきたいと思います。

木の伐採につきましては、先ほどもお願いしましたが、一応個人ということになっておりますので、その辺のところはご理解いただきたいと。ただし、危険な場合とか、あと災害で木が倒れたということに関しましては、うちのほうで伐採処理をしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 結構言っているというのは、恐らく道路に直接さわってしまうところで、道路の上を、車の上をなでている、そこまでは言わないと思うんですよ。現実にはうちのほうでも言われた人は1軒もないので、区の人らが切るんですが、それで原則、その管理者がやるということですけども、これは無理ですよ、大きくなってしまったやつ。島田和雄議員の質問にもありましたが、やはり警備員を雇って、道路の交通整理が始まって、高所作業車を借りてきて、それで職人に切っていただいて、これは一持ち主が本来やらなければいけないでしょうが、1本木を切るのに大きい木だと10万円ぐらいかかってしまうので、現実には無理だと思うんですよ。ですから、例えば市だって道路ののり面は全部市の土地でしょう、あれは。あれは道路管理者だから、では竹を切れといたって切れないでしょう。相当な量がありますから、幾ら地権者だといってもそれを切るのはちょっと無理なんですよ。ですからある程度、地元の人たちも当然困るわけですから、地元の人たちも出してもらって、それで建設課の人も出してもらって一緒にやる。それで、多少なりともそういうときには補助金ですか、つけていただくような方向にしないと、旧旭市の方々は坂道がありませんから、坂の木のそういう困ったというのはあまり経験がないと思うんですよ。合併前は、言う予算をつけてくれたんですよ。建設予算ではありませんから、建設予算にはのっていませんけれども、確かに私どもはいただいているんですよ。あれは何という予算だったのか、それは分かりませんが、まさか町長のポケットマネーじゃないでしょうから、どこかの予算で出たと思うんですよ、現実には。それで、年に何回かはそれでできたんですよ。木の伐採が。

これからは、合併して十数年たつので、もう木が伸び放題になってしまつて、これを個人がやるというのは無理ですので、やはりみんなで協力してやってやるような体制を組んでいただかないと手がつけられなくなつてしまいますので、どうですか。その辺のお考えは、もう課長にはこれ以上無理でしょうから、市長でないと答えできないと思うんですよ。課長はできない、できないという答弁でしょうから、これからそういうものを行政と地元が一体となつて、ある程度補助金を出していただいてやるというような方向づけをつけていただきたいと、このように思うのですがいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） せんだっての島田和雄議員からの一般質問でもありました。区がそういった仕事をやる時に補助金はないのかというようなことで質問がありましたし、これはどういう予算でいくのか分かりませんが、旭市の安心・安全なまちづくり、先ほどもお話がありましたように、交通事故をなくす、そしてまた危険を防止するという意味から、安心・安全なまちづくりのための予算としてはどこからでも出せると、そのように思いますので、補助金制度はやっていきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうもありがとうございます。

ちょっと雑談になりますが、前にも一回申し上げたことがあるんですが、合併前に旭市の議員から言われたことがあるんですよ。あのグリーンベルトがいいな、あの山はいいな、旭市でも100メートルでもいいからああいう山が欲しいよと、そういった声もあったんです。ですから、そのときに、いや、木の管理とか、ごみを捨てられたら大変なんですよと言いましたけれども、旧旭市にとっては、その山が非常に欲しかったなんということをおっしゃっていますので、これも一つの財産ですので、多少のお金が出ることは仕方がないと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

それでは、3点目、防犯対策について伺います。

これ、非常に犯罪件数が減ったというのは、やはりこれは自転車の泥棒が減ったんです。駅に防犯カメラをつけていただいたおかげでそれが減ったのが、この54%の大きな要因です。

今一番何が多いのかというと、空き巣と窃盗だそうです。だから、54%も減ったってすごいですよね。ですから、やはり防犯カメラの効果は大きいと、このように考えておりますが、これをもう少し減らすこともまた考えていただきたいと、このように思うのであります。

というのは、もう中心部はだいたい防犯カメラが設置してあるようです。あと各商店にもありますので、前にも申し上げましたが、問題は銚子市とか東庄町とかのあの町境のほうが全くないんです。街灯もありません、全く。意外と犯罪が多いんですよ。倉庫荒らしであるとか、空き巣であるとか。ですから、犯人が逃げるそういう逃げ道の要所要所にもこれから設置していただけるようお願いはできないでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ご質問に回答させていただきます。

まずストレートな回答の前に、近隣市との防犯カメラの設置数について、実は県のほうが29年3月に県下の設置状況をまとめた資料がありまして、ちょっとそれを申し上げさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、旭市は111基ございます。当然これは道路であったり、駐輪場であったり、公園であったり、その他施設ということで、私どもでは学校関係とか庁舎関係にも多いわけですが、そのようなトータルの調査がされておりますが、例えば隣の銚子市、そういった項目全て含めても、この統計によれば8台しかない。それは道路だけというような統計でございます。匝瑳市につきましては7台、道路が2台、公園が2台、その他施設、これは八日市場の駅前でしょうか。3台と、1台ありませんかね。そのような統計になっております。香取市は39台といったような状況もございます。香取市は私どもと同じように、幾らか庁舎であるとか学校関係に多い台数が設置してあるところでございます。

それは近隣市の状況でございますが、木内議員にご意見いただきましたように、とにかく防犯カメラというのは犯罪の抑止効果に十分であるというふうに私どもも理解しておるところでございますので、今後警察とも連携を密にして、犯罪抑止効果が十分に期待できる場所を選定して、近隣市等の状況も踏まえる中でありますが、検討させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） やはり防犯カメラの影響で、今言ったように、防犯カメラの設置してあるところは、だいぶ空き巣とか少ないんです。ただ、私がさっき言ったように、田舎の町外れの防犯カメラのない所というのは、結構犯罪が今増えていますので、そういった意味でのお願いであります。

そして、今、旭警察署のパトカーは何台動いていますかというんですよ。それで、5台ぐらい動いているんじゃないですかと言ったら1台だそうですね。職員が忙しくて運転手が足りなくてパトカー1台しか動かせないそうなんです。ですから、やはり防犯カメラは大いに助かる。

それと、あと言っていました。市がやっている防犯パトロール、これも大いに助かっていますというお話でございます。やはり防犯パトロールの効果も大きいということで感謝していますので、ぜひ防犯カメラに併せて、防犯パトロールのほうにもよろしく願いをして、犯罪を一つでも減らしていただきたい、このように考えておりますので、お考えをお願いし

ます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、3回目、回答させていただきます。

防犯カメラにつきましては、設置費用につきましては、いろいろ例えばSDカード式であったり、ハードディスクですかね、そういった方式であったり、またはリースとかいろいろ手法がございまして、例えば買い取りによるSDカード方式でございまして1台当たり45万円ほどでございまして、これについては、木内議員おっしゃるように、道路関係であれば県の補助金も1台設置について20万円ですか、経費の2分の1以内、20万円という補助金もある中でございまして、これについては、市長のほうとよく協議した中で、設置のほうは検討させていただきたいと思います。

あと、防犯パトロールについてはご指摘のとおり、今でも安全指導員とそれからシルバー人材センターのほうに委託契約をする中で、しっかり行っているところでございます。今後も引き続き行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よろしくをお願いします。

それでは、あと防災訓練についてですが、地域というか、ほとんどいざあった場合には、やはり車で避難すると思うんですよ。本来は車を置いてということですが、津波が来るというのは、例えば夜間であったりとか、寒い冬であったりとか、お年寄りとか赤ちゃんがいる人は、歩いて避難よりだいたい車で避難してしまうと思うんですよ。それで、現実に住宅の次に大事な財産といったら、だいたい車と言う人が多いと思うんですよ。

それで、震災の時にも、これは余談になりますが、消防署員、飯岡の分署に勤めていた人たちは、そこの職員が5名、そこへ応援が7名、12名の車、みんな流されてしまったんですよ。車が。それで、あと消防団員の中にも消防機庫に行って待機しているうちに車両が津波で流されてしまって、本当に気の毒だと思います。住宅とかだったら多少なりとも補償金が出るんですけども、車の場合は出ないんですよ。ですから、皆さん、車のローン2台払っているという方は結構いるんですよ。ですから、やっぱり車でだいたい逃げるなどと言っても逃げてしまうと思うんですが、車での避難訓練はいかがでしょうかね。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 答弁させていただきます。

とにかくこれについては、木内議員から25年9月、26年12月、同じようなご質問をいただいておりますのでございまして、同じ回答になろうかと思えます。

とにかく私ども、総合防災訓練で行っている訓練は、先ほど申し上げましたように、地震において道路が陥没であるとか、倒壊であるとか、交通遮断になっておるという前提としております。そのようなことではございますから、そしてやはり過去においても答弁しておりますが、警察からも自動車での避難訓練は自粛していただきたい。それから、県の地域防災計画、または旭市の防災計画におきましても、基本は健常者の避難訓練は車でということではございます。どうかご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） しつこいようですが、例えば茨城県でもやっているんですよ、避難訓練。そうしたら、渋滞解消まで24時間かかったと。ですから、車での避難を推進するわけじゃないんですよ。車での避難訓練をやったがために起きるその問題を皆さんに把握していただいて、やはり歩いて避難したほうがいいんだとか、そういったようなことでもあって、避難訓練というと何か市が県とかの意向に反してやってしまうようではすけれども、そうではなくて、一応やってみて、問題を検証するためとか、今後の防災計画に役立てるという意味で一度はやってみたほうが、どのような問題が起きるか分からないでしょう。どこで大渋滞になるか。実際に震災の時には停電になりました。交差点全部、信号がつかみませんでしたけれども、それでもやっぱりみんな車で避難してしまうんですよ。

ですから、くどいようですが避難訓練を車でやるんじゃないくて、それをやってどんな問題点が起きるかという意味での提言なんですよ。再度お考え、すぐには答えが出ないでしょうけれども、ちょっと頭の中に入れておいていただければなと、こんなふうに思います。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 避難訓練、総務課長は総合防災訓練の避難訓練を想定して答弁をしていると思いますし、木内議員は津波避難訓練を想定して質問をされているのかなと思いますけれども、津波避難訓練は、当然やはり自動車での避難するという人のほうが多いと思います。そういった面では、前回も一部地区に車での避難をしていただくということの中で訓練をやったわけでありまして、これからもそういった地区を指定しながら、警察とよく相談をしながら津波避難訓練については取り入れていきたいなと、そのように思っておりますけれども、

ども、総合防災訓練はやはり総合防災訓練ということで、いろんな災害に対応するという
ことでありますし、そういった部分ではご理解をいただければなと、そのように思っている
ところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 地区地区に応じた訓練ということで、そうすれば津波の避難道路も生
きるわけですよ。津波の避難道路というのは、あれは歩いて避難するために造った道路じゃ
ないでしょう。車での避難の道路でしょうから、そういった意味でも津波避難のときは車で
の訓練、よろしくお願いしますと思います。

地区に合わせた防災訓練ということで、先日の総合防災訓練のときには、私どもの所が、
滝郷小学校が避難所なんですよ。わざわざ崖崩れとか、危ないところを通して避難するのは、
これもやっぱり現実とかけ離れているので、見直しをその地区地区に応じて、海岸道路は海
岸道路の訓練、山間部は山間部の訓練というようなことでお考えいただければ参加者も多い
のかなと、このように思います。

それと、何かミサイルのやつで、みんなで頭を手で押さえていて、いや、ミサイルが飛ん
できて手で頭でいいのかなと。それであれば、徐々に構いませんけれども、ヘルメット、何
かあれ安いですから、ああいうのを配布することを考えてとか、そういった考えもしてい
ただけたらなと、このように思いまして、次の質問に移ります。

海上キャンプ場についてですが、これは冬場も使って構わないんですか。であれば、冬場
というのはあまり利用者がいないと思うんですよ。ですから、青少年の健全育成ということで、
利用にはいろいろ制約があるんですかね。何を言いたいかというと、例えば貸し農園とかグ
リーンツーリズム、あの辺に休耕地とかがあって、市民農園もありますので、そういうとこ
ろへ来た方々が農作業をして、1泊か2日キャンプ場へ泊まると、それで帰っていただくと、
そのような利用は無理なんですか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） よくグリーンツーリズムとかという考え方がございますけれど
も、あちらの施設につきましては、海上キャンプ場につきましては、特に何ら制約は持って
おりません。大人でも子どもでも使えます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 指定管理者がいることですが、ぜひそういう方面での利用もお

考えいただければと、このように思います。

3項目めとして、コミュニティバスについて質問をいたします。

昨日の意見交換会、非常によかったです。課長、お見えになりませんでしたけれども、私もいつものまちづくり懇談会みたいな感じかと思ったんですよ。あれだとなかなか意見が出ません。執行部が前にずらっと並んで、こちらにいて、なかなかあの場で意見を言えないんですが、この間、きのうの意見交換会は小グループごとに分かれまして、それでお茶とお茶請けも出て、みんなで雑談しながら、非常に活発な意見が出ました。非常にああいう感じでこれからのまちづくり懇談会もやっていくといい意見が出るんじゃないかなと、このように思います。

それで、出た意見ですが、その中にはコミュニティバスは生活弱者のためですから、よく費用対効果、費用対効果とおっしゃいますけれども、費用対効果で利益が出るなら民間がやるというんですよ。利益が出ないやつを行政サービス、行政、皆から集めた税金をみんなのために使うと。行政サービスの原点に返っていただいて、決して利益は出ませんよ。年間8万人で経費が6,000万円ぐらいかかるわけですから、1人頭にしたらすごい金額になりますが、しかしこれは今言ったように、もうけるためにやっているわけじゃないですから、ただいまのキャンプ場だってそうですよね。今度、古くなったら市が直してやって、それでただ同然で使わせてやるんですから、そういった意味での行政サービスなんですから、見直しとって何かお考えもあることと思いますよ。どういう先、するのか分かりませんが、ぜひこれを存続していただきたいと、このように思うんです。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） では、木内議員、きのうはご苦労さまでございました。

土日2日間、実は意見交換会をやりまして、私も土曜日はちょっと見させていただきました。その際、いろいろな意見が出たという話も聞いておりますが、いろいろ出ていますので、全部を取りまとめていることはまだできていないような状況でございます。

それと、アンケートも実施しました。アンケートが、市民アンケートは回収が941件、回収率31%、これは高いと思います。

それと、あとバスの利用者、バスの中へ入って利用している人に直接手渡しをしてやったケース、これは356件回収しております。高速バスの利用者にもアンケートをとりました。あと、鉄道利用者にもアンケートをとったということで、今回、公共交通全体の意見を聴取

して、どういう形で組み合わせることがよいのかというような形で、今、意見をいろいろ聞いて、それが問題点、課題ということになりまして、それをどう克服して旭市全体をどういうふうな形で結んでいったときにより形になるかということを経営公共交通会議のほうでもんでいただくということになります。

それは、あくまでも持続可能な公共交通ということでの開催をしておりますので、いきなりやめてしまうとか何とかということが前提として開催されているものではありません。あくまでも持続可能ということが第一条件として開催しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 了解しました。

利用人数で言われてしまうと圧倒的に少ないんですよ。1日うちのほうは4.7人かな。旭市の中心部は二百何人なんですよ。ですから、1人頭になると全然違うんですよ、コストが。

ただ、うちのほうは小学生とかがやはり使うので、朝はうちの部落を回って小学校を回る左回りです。小学校でおりられるように。帰りは小学校で拾って自分たちの地区でおりる右回りなんですよ。よく考えていただいています。

それで、副市長が企画の時にもお願いしましたが、飯岡駅に当時は、バスが行ってしまっ
てから駅に電車が来たんですよ。これは高校生、乗れませんよね。言ったら、なかなかバスの時刻を変えるのは大変なんですよと、国交省の許可が要るんですよということで、でも骨を折っていただいて、電車が行ってからバスが行くようにダイヤの編成を変えていただきましたね。高校生とか利用できるんですよ、今。だから、人数は少なくとも大変助かっている人がいるので、単なる利用人数だけでこれをやられてしまうと廃止ということになってしまうと思いますので、それはちょっと考えを別にさせていただきたいと思います。

それで、交通過疎地ということで、干潟ルートについては、あれは国交省から300万円補助金が出ていますよね。それを滝郷地区もやっぱり交通過疎地ですので、そういう補助金をいただければ市が助かるんじゃないですか。それはどうですか。干潟地区もうちのほうもそんなに変わらないですよ。いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、それについては、平成23年度にその補助制度が始

まりました。平成23年度以前から本格運行をやっていたルートについては補助対象外ということになってしまっておりますので、たまたま干潟地区は運行が本格ではなくて試験的な運行でしたので、この補助が該当になっているということで得しておりますが、旭市ではこのルートのみということでご理解をお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 了解しました。

でも、経費は、よく小さいバスにしろとかと言いますけれども、小さいバスにしたって運転手は1人で同じなんですよね。そんなに経費の削減にならないと思いますよ。今、せっかくバスがあるんですから、あれを大事に使えば相当使えるので、今のままでも、あれだって椅子の定員17名か18名ぐらいしかないんだから、雨の日とかだったらもういっぱいになってしまうわけですから、そんなに多いわけでもないんですよ。

最後に、選挙投票所についてお伺いをいたします。

これ、滑川議員の質問で、五百何十万円か浮くと言っていましたよね、経費が。けれども、それは例えば県会議員の選挙だとか県知事選、あるいは国政選挙は全部国からの経費でしょうから、市は懐が痛まないわけですよ。市が出すのは、市長選と市議選でしょう。この2回の選挙の投票率も低いんですから、これをどうにかして投票率を上げるようなお考え、このままでは投票率じり貧になってしまうので、民意は反映されませんよね。お年寄りに行けといったって、なかなかうちのほうでしたら坂をおりてまで投票所へ行けないんですよ。その辺どのようにお考えですか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えさせていただきます。

まず、先ほど言いましたように、過去3回の選挙におきまして、前回比、投票率が下がっておると。そして、投票所が遠くなったよというようなご意見があることは、私どもでも承知をしておるところでございますが、まず民意といいますか、このスタートの段階のことでございますが、これにつきましては、第3次の行革アクションプランのほうにおきまして、あくまでも投票環境の改善と事務の効率化、事務の効率化というのは経費のことか分かりませんが、投票環境の改善をしたいというようなことで、投票所の統廃合というものが位置づけられたところでございます。

パブリックコメントでもその意見の中で、積極的に投票所の統廃合を進めるべきであると、

小学校の数と同程度でよいといったようなご意見があった中で、行革推進委員であるとか市民の意見を聞いて、または議会であるとか、区長であるとか、ご説明を申し上げて統廃合された中でございます。

再度その理由を明確に申し上げれば、各投票区の有権者数であるとか、規模のバランスがとれていなかった状況であったということが一点、そして施設が老朽化またはそのバリアフリー、または駐車場が確保されていない等の問題があったというようなこと、そしてその合併団体と比較して人口に対する投票所の数が多かったこと、そういったようなことから小学校区を基本に投票環境の改善を図るべく再編を行ったというような経過でございます。

とにかくそういったご意見があることは分かっておりますが、課題といいますか、私の考えであります、申し上げさせていただきたいと思っておりますのは、やはり滑川議員からのご質問でもちょっとありましたが、現在、期日前投票、昔は不在者投票と申しましたが、例えば自前選挙、市長選挙、市議会議員選挙であれば選挙運動期間は7日でございますが、日曜日が届け出で、翌日から期日前できまして、自前選挙であれば6日間の期日前投票の期間があるとか、衆議院であれば11日間あります。知事選とか参議院選挙については、16日間もの期日前投票という期間が設けられているところでございますので、そこら辺はしっかりPRをしていきたいなと。その間には、ちょっとのお買い物でも行ったついでに、何か支所であったり、本庁であってでもいいんですが、そういった期日前投票所において投票していただけるようなご理解を賜ればと思っておりますのでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） じゃ、最後の質問になります。

その期日前投票というのが、かえってまたお年寄りが行かない原因の一つにもなるんですよ。昔だと家族全員で投票へ行きましたよね。今、若い人たちだけが出かけた先で投票をやってしまいますので、わざわざ残った年寄りだけを投票所まで連れていくというのはあまりしないというんですよ。どのぐらい投票率が低いかというと、たまたま私、自分の所を聞いたんですよ。1,740人有権者がいて、投票に行ったのが510人ですから、1,200人以上が投票へ行かないんですよ。行かないというか、投票所が坂の下になって行けないから、一律に小学校を投票所にしてしまったというのもありますけれども、これを何か投票率を上げる手だて。投票所まで車で乗せていくと、これは公職選挙法か何かの違反になるんでしょう、あれは。そんなのあるよね。違反にならないのか。そうか。乗せていってもいいのか。駄目なんですよ、あれは。駄目ですよ。候補者とかその関係は駄目なんですよ。ですから、

何かいい方法、例えばどうしたらいいのかな、あれは。移動投票所は無理でしょうけれども、投票箱を持って地区を回るとか、これはとっぴもない考えですが、何かとにかく投票率を上げるような方策を一つ考えていただきたいと思います。

これ、実際にはっきりは言えませんが、県知事選でも、国政選挙でも、投票率が上がるとその自治体にとってメリットはありますよね。あるんですよ、実際に。ですから、4年間の500万円ぐらいの経費は軽く浮いてしまうはずですから、ぜひ投票率アップのためにご尽力をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 木内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、ただいまいろいろご指摘といいますか、お話をいただきました。

まず、投票所に送り迎えしてもいいのかというようなことでございますが、これは全国的には山間地等であれば、選挙管理委員会のほうがそういった車の手配をしているという事例はございますが、それはまさしく山間部の話であって、全国的にもまれな話であると。

それから、あと年寄りの方がなかなか行かないよというお話もございましたが、先ほど申し上げましたように、例えば一番高いのが70代で、前回の知事選でいえば70代の方は45%ほど、70代後半でも40%ほどがあったと。そして、低いのは20代、30代で18%とか22%とか、若いほうが行っていないという事実があるということ。

それから、私が申し上げましたように、期日前につきましては、21年の市長選挙で申し上げます、全投票者数に対する期日前投票者の割合は15%ほどでありました。前回の25年度の市長選であれば19.9%、約20%でございました。今回の市長選挙であれば23%ほどまでに期日前投票率、それは上がってきている中で、先ほど言いましたように、1週間とか10日とか、相当長い期間の中でありますので、そういった期間で投票できる機会を確保できるのかなということでございますので、そこら辺は十分PRをさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は22日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時14分